

中部地方環境事務所 業務概況

〈平成24年版〉



平成24年8月



環境省

中部地方環境事務所

<表紙の写真>

左上 スパルティナ

左下 北穂付近から前穂北尾根

右上 白山国立公園小原地区（中心の稜線の左側が白山国立公園拡張区域、右側が既存の国立公園区域）

右下 エコやさい売場

はじめに

中部地方環境事務所は、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全等、今日の環境行政において国として軸足を地域に置いた施策の展開が求められていることを背景として、中部7県(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県※)を管轄する環境省の地方支分部局として平成17年10月に設置され、低炭素社会、循環型社会、及び自然共生社会の構築を中心として様々な施策を推進しております。

(※)国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県尾及び群馬県の一部が含まれます。

中部地方環境事務所では、東日本大震災の被災地の一日も早い復興のため、災害廃棄物の広域処理の実現に向け、管内自治体への働きかけや説明会への参加等の支援を行ってまいりました。

低炭素社会の構築に向けた取組としては、管内各地の温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトから生成されるJ-V E Rクレジットを活用したカーボン・オフセットの推進、管内7県の地域地球温暖化防止活動推進センターと協力した企業、市民団体のCO₂削減取組の普及に取り組むとともに、管内自治体が進める地域での温暖化対策や再生可能エネルギーの導入、低炭素型のまちづくり等の検討に参画し、地域における様々な取組を支援してまいりました。

循環型社会の構築に向けた取組としては、食品廃棄物をリサイクルする仕組みの構築支援と「めぐりふード」というシンボルマークによる一般の方々への普及啓発を行ってまいりました。また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づく立入検査を行うとともに、廃棄物の不法投棄や不正輸出入を未然に防止するため、管内の自治体や県警、税関等と協力して取り組んでまいりました。

自然共生社会の構築に向けた取組としては、今年7月にラムサール条約湿地として新規に登録された立山弥陀ヶ原・大日平(富山県)、中池見湿地(福井県)、東海丘陵湧水湿地郡(愛知県)を始め、管内各地で自治体、市民、NPO等と協力して生物多様性を保全とワイズ・ユースの推進のための取組を支援するとともに、今年指定50周年を迎える白山国立公園を始めとする管内の国立公園・国指定鳥獣保護区の保全・整備等を推進してまいりました。また、イタセンパラ、ヤシヤゲンゴロウ、アベサンショウウオ、ライチョウといった希少動物について保護増殖事業を展開するとともに、愛知県豊橋市、梅田川河川付近において全国で初めて侵入が確認されたイネ科植物(スパルティナ・アルニフロラ)や各務原市で生息しているアルゼンチンアリといった外来生物の防除に取り組んでまいりました。

加えて、持続可能な社会の構築に向けた分野横断的な取組として、中部地方環境パートナーシップオフィス(EPO中部)と連携し、管内外のNPO、企業、自治体、市民と協力して持続可能な地域づくりに向けた活動・取組を支援するとともに、環境保全活動が事業として成り立つように森林間伐材のエネルギー利用やエコツーリズムをモデル的に支援しました。

また、2014年に愛知県・名古屋市において「国連ESD(持続可能な開発のための教育)への10年」最終年会合が開催されることから、これを契機に中部管内の学校、企業、自治体、NPO等と協力して環境教育・環境学習の政策を推進、拡大してまいります。

発足後7年目を迎えました中部地方環境事務所の活動について、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

目次

第1部 自然共生社会の構築に向けた事業

I 生物多様性の主流化に向けた取組

- 1 生物多様性条約第10回締約国会議後の取組……………1
- 2 愛知目標達成に向けた取組……………2
- 3 多様な主体との連携の推進と情報発信……………5

II 重要地域の保全

- 1 国立公園の管理……………7
 - (1) 上信越高原国立公園……………7
 - (2) 中部山岳国立公園……………9
 - (3) 白山国立公園……………11
 - (4) 伊勢志摩国立公園……………12
- 2 国指定鳥獣保護区の管……………14
 - ー白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間、北アルプス
- 3 ラムサール条約湿地の保全……………16
 - ー片野鴨池・藤前干潟（国指定鳥獣保護区）、三方五湖（若狭湾国定公園）

III 自然再生の取組

- ー霧ヶ峰・美ヶ原（八ヶ岳中信高原国定公園）、英虞湾（伊勢志摩国立公園）、
三方五湖（ラムサール条約登録湿地）、羽咋海岸……………17

IV 野生生物の保護と管理

- 1 絶滅のおそれのある種の保存……………18
 - (1) 許認可業務の実施……………18
 - (2) 保護増殖事業の実施……………18
- ーアベサンショウウオ、ヤシヤゲンゴロウ、イタセンパラ
 - (3) その他の取組（ライチョウの保護）……………19
- 2 野生鳥獣の保護管理……………20
 - (1) 許認可業務の実施と県等への指導……………20
 - (2) 特定鳥獣保護管理計画の策定支援……………20
 - (3) 高原病性鳥インフルエンザ対策……………20
- 3 外来生物対策……………21
 - (1) 許認可業務の実……………21
 - (2) 防除モデル事業等の実施……………21
- ーアルゼンチンアリ、スパルティナ

(3) 普及啓発その他の取組	22
4 動物の愛護と適正な管理	22
(1) 動物の愛護	22
(2) ペットフードの安全の確保	23

V 自然とのふれあいの推進

1 自然公園等における取組	23
(1) ふれあい活動の実施	23
(2) 子どもパークレンジャー事業の実施	23
(3) パークボランティア活動の支援	24
(4) 藤前鳥獣保護区の実施	24
2 エコツーリズムの推進	25

第2部 循環型社会の構築に向けた事業

I 地域における3Rの取組の活性化

1 「めぐりふード」等を活用した食品リサイクルの推進	27
2 3R普及啓発への取組	29
3 各種リサイクル法の施行	29

II 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

1 不法投棄の未然防止	30
2 廃棄物行政を担当する職員のスキルアップ	30
3 災害廃棄物の適正処理の推進	31

III 廃棄物等の輸出入への対応

1 不法輸出入の未然防止	32
2 輸出入に当たっての事前相談等の実施	32

IV 漂流・漂着ごみ対策

32

第3部 低炭素社会の構築に向けた事業

I エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

1 補助事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進	34
2 委託事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進	37
3 環境省支援施策等の周知による二酸化炭素排出抑制対策の推進	38

4 地域グリーンニューディール基金事業、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業	39
--	----

II 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく排出削減対策の推進

1 温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知	40
2 地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進	41
3 地球温暖化対策地域協議会に関する業務	41

III カーボン・オフセットの推進等の具体的な取組の促進

1 カーボン・オフセットの取組の促進	42
2 中部エネルギー・温暖化対策推進会議を通じた地域の各主体との連携の促進	43
3 マイカードライバーに対するエコドライブの普及手法に関する調査・検討業務	44

第4部 持続可能な社会の構築に向けた分野横断的な事業等

I 環境教育の振興・環境保全活動の促進

1 中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営	45
2 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組の推進	46
3 民間活動支援の促進	46
4 地域のニーズに合った環境保全活動の促進	47
5 環境教育や環境保全活動を推進する人材の育成	47
6 エコアクション21認証・登録制度の普及	48

II 環境影響評価の適切な実施

48

III 水・大気・土壌環境等の保全

1 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督	49
2 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の受付	50
3 農薬使用基準遵守状況等監視調査	50
4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査	50
5 住宅地等における農薬の適正使用の促進	51

参考資料

I 中部地方の環境の現状

1 温室効果ガスの排出状況
2 廃棄物・リサイクルの状況

3 大気環境の状況

4 水環境の状況

5 自然環境の状況

6 MAPで見る中部地方の環境

(1) 循環型社会の構築に向けて中部地方において実施された事業の実施状況

(2) 大規模不法投棄事案（平成23年4月1日現在）

(3) 中部地方環境事務所管内における補助事業実施状況（平成21年度地方環境事務所執行分）

(4) 中部地方環境事務所管内における補助事業実施状況（平成22年度地方環境事務所執行分）

(5) 中部地方環境事務所管内における補助事業実施状況（平成23年度地方環境事務所執行分）

(6) 自然環境特性区分図

(7) 自然公園及び自然歩道の分布図

(8) 鳥獣保護区の指定状況

(9) 特定外来生物の「防除の確認・認定」取得地域

(10) 特定外来生物防除モデル事業の実施状況

(11) 生物多様性地域戦略の策定状況（平成23年4月1日現在）

(12) 生物多様性保全推進支援事業実施箇所

II 組織図・事務所等一覧

III 中部地方環境事務所主要事業年表

IV 中部地方環境事務所管内図

第1部

自然共生社会の構築に向けた事業

I 生物多様性主流化に向けた取組

1 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）後の取組

平成22年11月に愛知県名古屋市でCOP10が開催されて以降、各地で生物多様性の保全に関する様々な行事が開催されました。

また、平成23年9月には、国連生物多様性10年日本委員会が、国際的要請を踏まえ、国内のあらゆる主体がそれぞれの立場で連携をとりつつ、生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むことを促進し、COP10愛知目標の達成に貢献することを目的として活動を開始しました。

平成23年10月には、生物多様性自治体ネットワークが発足し地方公共団体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、国連生物多様性10年日本委員会の構成員として他のセクターと連携を図り、COP10愛知目標の実現に資することを目的として活動を開始しました。

中部地方環境事務所はこれらに関し、本省や関係機関と連携し実施、又は実施を支援しました。

表1 中部地方環境事務所が主催、協力又は出展したイベント（COP10以降）

日付	概要
平成23年1月7日	国連生物多様性の10年 キックオフ勉強会「生物多様性条約 COP10、そして・・・」（於：名古屋市 堂本暁子氏（元 IUCN 理事、前千葉県知事）による講演及びディスカッション等）
平成23年2月12日	「シンポジウム 里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり～生物多様性条約 COP10 の成果をふまえて～」(於：津市 朴恵淑氏（三重大学学長補佐・人文学部教授）、石原正敬菰野町長からの講演、次世代の地域の担い手である若者たちと里山・里海の恵みを再発見し、上手に保全・活用した地域づくりを考えるシンポジウム等）
平成23年2月20日	「豊かな流域を守り育てるために～生物多様性流域対話～」(於：岐阜市 「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」の報告、学生や活動団体、行政等、様々なセクターに携わる多くの参加者による流域の保全再生に向けた活動についての対話集会等。)
平成23年2月28日	「COP10 及び COP16 説明会」(於：名古屋市 COP10 及び COP16 の報告、香坂玲氏(名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)、駒宮博男氏(ぎふ NPO センター理事長)、坂口光氏(中部電力(株)執行役員 環境・立地本部 環境部長)、林清比古氏(愛知県顧問)を交えたパネルディスカッション等)
平成23年3月20日	岐阜市セミナー「ふれあい市民活動報告セミナー」(於：岐阜市 NPO 等岐阜市民による自然環境保全等の活動報告及び意見交換等)
平成23年8月20日	生物多様性市民提案力向上セミナー(於：松本市 堂本暁子氏(前千葉県知事・生物多様性 JAPAN 理事)による講演、中部地方の生物多様性に関する市民の

	取組の紹介等)
平成 23 年 10 月 7 日	環境フォーラム「生物多様性と共存する社会を創るために」(於:福井市 林希一郎 教授(名古屋大学エコトピア科学研究所)による講演、生物多様性に関する国際動向と我が国の取組についてのパネルディスカッション等)
平成 23 年 10 月 7 日	生物多様性自治体ネットワーク設立総会(於:名古屋市 参画を表明している 113 自治体(67 自治体出席)による設立総会。「国連生物多様性の 10 年日本委員会」への参画、生物多様性に関連する自治体の取組や成果についての情報交換・発信などの実施を決定)
平成 23 年 10 月 8 日	国連生物多様性 10 年記念行事 in あいち・なごや「いきもの交流フェスタ」(於:名古屋市 COP10 1 周年及び国連生物多様性 10 年を記念しての COP10 開催地元自治体行事)
平成 23 年 10 月 29 日	国連生物多様性 10 年記念行事 in あいち・なごや「第 1 回生物多様性全国ミーティング」(於:名古屋市「国連生物多様性の 10 年日本委員会」に参画している様々なセクターの代表が一堂に集い、各セクターが行う生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組について、発表・意見交換するとともに、セクター間での連携を深めて行くことを目的に開催)
平成 23 年 10 月 30 日	国連生物多様性 10 年記念行事 in あいち・なごや「震災と生物多様性シンポジウム」(於:名古屋市 COP10 1 周年及び国連生物多様性 10 年を記念しての COP10 開催地元自治体行事)
平成 23 年 11 月 26 日	生物多様性地方座談会 in 中部(於:金沢市 愛知目標等を踏まえた生物多様性国家戦略の改定に向け、市民、企業、NPO 等多様な主体から広く意見を聴取することを目的に開催)
平成 23 年 12 月 17~19 日	国連生物多様性 10 年国際キックオフイベント(於:金沢市 COP10 愛知目標達成に貢献するため、国連全体で生物多様性の保全等に向けた取組を促進することを目的として、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定め、国内外の機運の醸成及び途上国支援等を目的に開催)
平成 24 年 3 月 22 日	2012 年生物多様性国際自治体会議に向けた準備会議(於:名古屋市 インドで 2012 年 10 月に開かれる COP11 と同時開催の生物多様性国際自治体会議の準備会合、インドやブラジル、メキシコの関係者が、生物多様性に関する取組等の意見交換)

2 愛知目標達成に向けた取組

(1)中部地方環境事務所の取組

中部地方環境事務所においては、我が国の生物多様性国家戦略で愛知目標の実現に向けて様々な取組を進めています。詳細は表 2 を参照ください。

表2

注：★赤字は24年度新規事業等

国家戦略項目(章)	(節)	(項目)	中部地方環境事務所(長野自然環境事務所含む)の取組	関係団体の取組	認知ターゲット関連項目番号	
第1章 国土空間的施策	広域連携施策	1生態系ネットワーク	1生態系ネットワーク形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中部7県自然保護行政主管課長会議、伊勢湾・三河湾流域再生交流会議 ○伊勢湾再生推進会議、伊勢湾再生海域検討会、三河湾流域圏会議、矢作川流域圏懇談会、愛知県地域水循環再生地域協議会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の緑 命をつなぐPROJECT(愛知県) ○「生物多様性ながの県戦略」の策定、飯山市、木島平村、魚津市、その他NPO等による希少野生動植物の保全 ○里地里山の保全・活用 ○自然再生等の取組(長野県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
		2重要地域の保全	2自然公園	<ul style="list-style-type: none"> (全公園) ○環境省直轄施設(園地、歩道、ビジターセンター等の利用施設の整備(直轄、施行委任))(白山国立公園) ★白山国立公園指定50周年記念事業 ○白山国立公園の公園計画の変更(拡張) ○白山国立公園管理団体育成事業 ○グリーンワーカー事業(登山道維持補修) ○コマクサ対策 ★湿原保全対策(伊勢志摩国立公園) ○伊勢志摩国立公園の公園計画の変更(海域公園地区の指定) ○マリンワーカー事業(景観保全業務、利用適正化検討業務、ウミガメ上陸産卵調査) ○海域の保全管理強化事業(海中の自然環境調査、 ★沿岸域再生業務 ○グリーンワーカー事業(清掃活動、漂着ごみ普及啓発、展望地カルテ作成、外来種駆除、景観保全業務) (上信越高原・中部山岳国立公園) ○登山道整備及び維持管理業務 ○清掃等環境美化作業 ○山岳トイレの整備(溜沢) ○国立公園入口標識整備 ○上高地マイカー規制及び冬期利用の適正化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○各県国立公園内で執行する公園事業施設維持管理及び直轄施設の施行委任による整備 ○固定公園、県立自然公園等の整備維持管理 ○市町村等による登山道等の整備・維持管理等 	目標4:全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
			3鳥獣保護区	<ul style="list-style-type: none"> ○セツ島、白山、片野鶴池、紀伊長島、藤前干潟の適正な保護管理 ○片野鶴池区域拡張準備 ○藤前干潟更新準備 ○浅間鳥獣保護区の更新(H23) ○北アルプス更新準備 	○各県による鳥獣保護区の指定、管理	目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
			8ラムサール条約湿地	<ul style="list-style-type: none"> ○東海丘陵湿地群・中池見湿地の登録に向けた調整 ○柴山湖周辺の登録に向けた検討 ○「立山弥陀ヶ原・大日平」登録にむけた現地調査、説明会・シンポジウム開催、地域の取組支援等 	関係自治体等による保護管理支援	目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
			9世界遺産	○「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の保全支援	○関係自治体による「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の保全	目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
			10生物圏保存地域	<ul style="list-style-type: none"> ○白山サイトの適正な管理 ○志賀高原における取組への参加 		目標11:陸域の17%海域の10%が保護地などにより保全される。
	3自然再生	1自然再生の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○三方五湖自然再生協議会への参画(平成23年度～) ○羽咋海岸自然再生支援事業の実施(平成21～23年度) ○北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○三方五湖自然再生協議会(福井県) ○岐阜県自然共生工法研究会、NPOふるさと自然再生研究会(岐阜県) ○美濃湾自然再生協議会(三重県) ○霧ヶ峰自然環境保全協議会 ○美ヶ原自然環境保全協議会、八ヶ岳等における地域の取組(長野県) 	目標4:全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。	
		2自然再生の新たな取組の推進		○自然再生ふくい行動プロジェクト(福井県)	目標4:全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。	
	地域空間施策	6田園地域・里地里山	1田園地域・里地里山	<ul style="list-style-type: none"> ○各県の里地里山施策情報収集及び発信 ○伊勢志摩国立公園志摩市の里海創生推進協議会への参加 ○地域のシンポジウム等への参加 	○市町村、NPO等による地域と連携した取組	目標7:農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。

第2章 横断的・基盤的施策	1野生生物の保護と管理	1絶滅のおそれのある種の保存	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤシゲンゴロウ保護増殖事業 ○アベサンショウウオ生息地整備事業・生息状況調査 ○イタセンバラ域外保全業務(野外池における産卵母貝のモニタリング等) ○白山ライチョウ調査 ○ライチョウ保全にむけた総合計画策定の準備 ○白馬乗鞍周辺におけるライチョウ保全対策 ○頸城山塊ライチョウ生息状況調査 ○立山室堂の積雪期利用ルールの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○各県版RDBの改訂 ○条例に基づく保護回復事業、希少野生動物植物の生息環境の保全 	目標12:絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
		2野生鳥獣の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ○カワウ保護管理方針作成(紀伊長島鳥獣保護区) ○鳥インフルエンザ糞便調査(藤前干潟) ○アナサギ捕獲業務(七ツ島鳥獣保護区) ○野生鳥獣生息状況調査(中部山岳国立公園) 	○特定計画に基づく個体調整等	目標5:森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
		4動物の愛護と適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護管理法に基づき地方公共団体への指導及び趣旨の周知徹底 ○中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議開催 	○動物愛護管理法及びペットフード安全法の関係地方公共団体による適正な運用	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
	2遺伝資源などの持続可能な利用	3自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ○各ビジターセンター等が主催する自然観察会の実施 ○伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会への参画 ○子どもパークレンジャー事業の実施 ○鳥羽市エコツーリズム推進協議会、名張市エコツーリズム推進協議会への参画 ○自然観察会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○白山自然保護センター ○のと海洋ふれあいセンター ○タ日寺健民自然園野鳥観察舎(石川県) ○福井県自然保護センター(福井県) ○豊田市自然観察の森(愛知県) ○ハヶ岳自然ふれあいセンター(長野県) ○「水の学び舎モニターツアー」の実施(富山県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
		4教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> ○各ビジターセンターの維持管理(鹿沢) ○自然学習歩道整備(上高地) ○ビジターセンター・インフォメーションセンター維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○石川自然学校(石川県) ○NPOふれあいの森自然学校(岐阜県) ○ナチュラル自然ふれあい塾(富山県) ○自然ふれあい講座(長野県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
		5人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○白山及び伊勢志摩国立公園の自然公園指導員連絡会議 ○白山及び伊勢志摩国立公園のパークボランティア養成研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○福井県自然観察指導員の会(福井県) ○愛知県自然観察指導員連絡協議会(愛知県) ○自然観察指導員三重連絡会(三重県) 	目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
	4国際的取組	4開発途上国への協力	○JICA研修の受入れ		目標1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
	5情報整備・技術開発	2調査・情報整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> (再掲3件) ○白山国立公園 白山生態系維持回復事業 ○伊勢志摩国立公園 マリンワーカー事業、(ウミガメ上陸産卵調査、海域の保全管理強化事業(海中の自然環境調査)) ○羽咋海岸自然再生支援事業の実施(平成21～23年度) ○立山地獄谷火山ガス監視装置 ○監視システム等の整備 ○立山室堂及び上高地における適正利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○立山地獄谷安全対策協議会(県・町、交通、山小屋関係者) ○水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定(長野県) 	目標19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
		3研究・技術開発の推進	○都市部における生物多様性の保全と外来生物対策の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○なごや生物多様性センターの設置 ○なごや生物多様性保全活動協議会による「なごやの生き物調査と外来生物対策」 	目標19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
	8環境影響評価など	1環境影響評価	○足羽川ダム建設事業、国道19号 瑞浪恵那道路、西知多道路等の情勢把握	<ul style="list-style-type: none"> ○各県環境影響評価条例の施行 ○ふるさと石川の環境を守り育てる条例の施行(石川県) 	目標19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。

(2)生物多様性保全支援事業等の実施

地域における生物多様性保全施策を推進するため、中部地方環境事務所では、生物多様性保全支援事業等実施することにより支援を行っています。

中部事務所管内で実施した生物多様性保全推進支援事業は、以下のとおりです。()内は事業主体を示します。

- いしかわの里山の生物多様性保全再生事業（石川県）
 - かが里山イヌワシの森再生事業（石川県加賀市）
 - 千曲市生物多様性保全事業（長野県千曲市）
 - 富士見町アツモリソウの里環境保全事業（長野県富士見町）
 - 東三河生物多様性保全事業（愛知県）
 - 中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業（福井県敦賀市）
 - 東三河生物多様性保全事業（愛知県）
 - 名古屋ため池生き物いきいき計画事業（愛知県名古屋市）
 - 田原市アルゼンチンアリ対策事業（愛知県田原市）
 - 陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業（福井県坂井市）
 - 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業（愛知県名古屋市）
- 中部地方環境事務所管内で実施した地域生物多様性保全活動支援事業は、以下のとおりです。
- 風景地保護協定（NPO 法人浅間山麓国際自然学校）
 - 白山生態系維持回復事業計画（環白山保護利用管理協会）
 - 地域連携保全活動計画（石川県珠洲市）

3 多様な主体との連携の推進と情報発信

(1)生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョンの策定

中部地方では、市街地の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、放置された人工林の拡大、自然環境の連続性の分断、閉鎖性水域における水質の悪化（赤潮や青潮の発生）、干潟減少等が生物多様性保全上の課題となっており、課題解決のためには市民・地域による活動の広域連携と交流の促進が重要だと考えられます。

このため、有識者による意見交換会での検討を経て、主に伊勢・三河湾流域を対象に、社会的共通資本の一つである生物多様性の観点から持続可能な地域づくりを行う構想として中部地方環境事務所は「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を平成 22 年 3 月に策定しました。このビジョンでは、①伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる、②伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する、③伊勢・三河湾流域の生物多様性の保全・再生の仕組みをつくるという、知識・文化、行動及び制度という連環する 3 つの要素から成る目標を示しました。

ビジョンを実践するための具体的な取組として、中部地方環境事務所は、伊勢湾・三河湾流域再生交流会議を設立を支援し、この会議開催等を通じて生物多様性の保全と持続可能な利用に取組む民間活動団体が、他の民間団体の活動現場に足を運び、直接聞き取り、課題を共有すること、課題解決に向けた知恵を交換すること等のプロセスを通じ、伊勢・三河湾流域の保全・再生に向けて人々のネットワークを広げる活動を展開してきました。

平成 23 年度には「スローライフセンター（愛知県豊田市）」を対象として「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」、学生等も含めた「岐阜県郡上市石徹白地区エクスカーション」等を実施しました。

(2) 生物多様性座談会等の実施

中部地方環境事務所は、平成 24 年度に予定されている生物多様性国家戦略の改定に向けて一般市民、NPO 等の様々な主体から意見を得るため、平成 23 年 11 月に金沢で生物多様性座談会を実施しました。

この座談会に先立ち、中部地方の生物多様性の現状をまとめた「中部の生物多様性」を作成しました。

(HP アドレス http://chubu.env.go.jp/to_2011/1213b.html)

また、平成 23 年 8 月に長野県松本市で生物多様性市民提案力向上セミナー、同 10 月に福井県福井市で環境フォーラム「生物多様性と共存する社会を創るために」を実施しました。

(3) 「生物多様性インタビュー」の実施

一般市民に生物多様性保全の必要性に関する市民の認識を高めて、行動につなげることを目的として、中部地方環境事務所職員自らが生物多様性に関する様々な職種の専門家にインタビューを行い、その結果をウェブサイトで公開しました。

平成 23 年度は新たに、松井正文教授（京都大学大学院）、森誠一教授（岐阜経済大学）、矢部隆教授（愛知学泉大学）のインタビューを公開しました。

【ウェブサイトアドレス】http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3_6.html

(4) 情報発信

中部地方環境事務所のウェブサイトでは、お役立ち情報！中部地方の「生物多様性保全」情報という特設ページを設けており、当事務所の取組について発信しています。

【ウェブサイトアドレス】http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html

〈平成 24 年度の施策〉

愛知目標の達成に向けて、表 2 に整理した各施策を実施していきます。

生物多様性保全推進支援事業としては、以下の事業を実施します。

- 陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業（福井県坂井市。希少種の保護など丘陵地帯の環境保全を目的。）
- 都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業（愛知県名古屋市。名古屋市という大都市において外来生物の防除等による生物多様性の保全を目的。）
- 各務原市アルゼンチンアリ対策事業（岐阜県各務原市。地域住民にアルゼンチンアリ防除知識の普及と防除を行う区域からの完全排除を目指し低減を図ることを目的。）
- コウノトリが舞う里づくり推進事業（福井県越前市。里地里山の保全再生と希少野生生物の保全と生物多様性に向けた取組の推進を図ることを目的。）

地域生物多様性保全活動支援事業としては以下の事業を実施します。

- 白山生態系維持回復事業計画（環白山保護利用管理協会。白山に生息する需要高山植物の保護及び外来、帰化植物の除去及び進入の防止を目的。）

○地域連携保全活動計画（石川県珠洲市。地域戦略の作成を目的。）

○金沢市地域生物多様性保全実証事業（石川県金沢市。オオキンケイギクの防除手法の試験研究と住民への啓発を目的。）

伊勢・三河湾流域保全・再生調査を継続し、普及啓発イベント等を多様な主体と連携しながら実施することを通じて、引き続き、行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画や連携を促進します。

また、中部地方環境事務所で作成した教材等をイベント等で積極的に利用していただくとともに、ウェブサイトにおいて引き続き当所や各主体の取組状況を発信していきます。

Ⅱ 重要地域の保全

1 国立公園の管理

中部地方環境事務所管内には我が国を代表する4つの国立公園があり、自然公園法に基づいてその適正な保護と利用を行っています。自然とのふれあいに係る施策は「V 自然とのふれあいの推進」を御参照ください。

(1) 上信越高原国立公園

面積：188,046 (ha)

指定：昭和24年9月7日

群馬、長野及び新潟県にまたがる山と高原の国立公園であり、大きさは大雪山国立公園に次ぎ2番目です。昭和24年に浅間、菅平、志賀、草津の代表的な4つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

(公園計画等)

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「須坂・高山」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の5地域に分けて実施しています。当初指定地域では「草津・万座・浅間」が平成19年に、「須坂・高山」が平成22年に再検討が終了しました。「妙高・戸隠」地域は、平成22年に第4回点検が終了しました。引き続き「谷川・苗場」、「志賀高原」の順で見直し作業を推進することとしており、平成22年度から「谷川・苗場」の自然環境等に関する基礎的な情報の収集・整理に着手しています。

(適正な保護と利用)

各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

また、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、その自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等によるグリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）を行っています。具体的には、利用者に対し安全で快適な利用を提供するため

の登山道維持管理作業、清掃活動事業及び火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を行いました。

多様な主体の参画による公園管理を実現するため、平成 19 年度から 20 年度に実施した参加型管理運営体制検討調査業務（草津・万座・浅間地域）の成果を反映させて、草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域の管理計画を平成 22 年に改定しました。平成 23 年度は、須坂・高山地域の管理計画の改定に反映させるために協働型管理運営推進業務を実施し、地域との協働による管理運営体制の検討に着手しました。

国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成 20 年 3 月に NPO 法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定されています。平成 23 年 11 月には、全国で 2 例目となる風景地保護協定が認可され、この法人が浅間地域の公園の保護及び管理を実施しています。

（施設整備）

国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心として整備しているほか、「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」では山岳トイレ、「妙高・戸隠」では火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。

「草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間」において、施設整備を計画的かつ効果的に推進するための中長期計画（地域整備計画）を、万座集団施設地区においては既存施設の再整備等を集中的に実施するための基本計画を、それぞれ平成 22 年度に策定しました。

表 3 上信越高原国立公園における許認可等の処理件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行為の許可等の件数	48 件	110 件	123 件	123 件
事業の認可等の件数	71 件	73 件	72 件	72 件

表 4 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

年 度	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 20 年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成 21 年度	151,882	苗場山登山線歩道、菅平四阿山線歩道、新鹿沢旧鹿沢線歩道ほか
平成 22 年度	108,900	苗場山登山線歩道、妙高連邦縦走線歩道、志賀山周回線歩道ほか
平成 23 年度	138,825	苗場山登山線歩道、妙高連峰縦走線歩道、鹿沢給水施設ほか

※事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

〈平成 24 年度の施策〉

「谷川・苗場」の公園計画については、前年度までに収集・整理した情報等を基に見直し案を取りまとめ、関係行政機関等との調整を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護

及び適正な利用の推進を図ります。

平成 24 年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、清掃活動事業、頸城山系に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成 23 年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き自然環境の保全に十分配慮して整備を行うほか、「草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間」においては、平成 22 年度に策定した地域整備計画に沿って施設整備を推進します。

(2) 中部山岳国立公園

面積：174,323 (ha)

指定：昭和 9 年 12 月 4 日

白馬岳、立山、乗鞍岳等の 3000m 級が連なる我が国を代表する山岳公園。黒部川や梓川などの河川が織りなす溪谷や溪流の景観も美しく、またライチョウや高山植物の生息・生育地となっています。

(公園計画等)

公園区域及び公園計画の見直し作業（第 1 回点検）は、平成 17 年度に終了し、平成 20 年度からは中部山岳国立公園南部地域（上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域）を対象に管理計画策定作業を進めてきており、平成 23 年度にパブリックコメントを実施しました。

(適正な保護と利用)

平成 23 年度は各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

また、グリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハンゴンソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

上高地は、マイカー規制に加えて平成 16 年度から観光バスの一定期間乗り入れ規制を行ってきました。今後は、規制日の拡大について慎重に検討を進めることとしています。

また、外国人観光客誘致の推進により増加が見込まれる外国人利用者への対応や人慣れしたニホンザルに代表される野生動物と利用者との適切な関係の構築が求められており、そのための検討を行っています。

さらに、同公園の山岳地域において、従来見られなかったシカ、イノシシ等が確認され始めていることから、平成 23 年度に野生鳥獣生息状況等調査検討会を開催し、実態把握や対応策の検討を行いました。

(施設整備)

集団施設地区の上高地、乗鞍及び立山において、安全に配慮した整備を実施しています。

また、上高地へのシャトルバス乗り換え拠点である沢渡で情報提供のための施設（沢渡ナショナルパークゲート）や利用上特に重要な路線での登山道整備を推進しています。

表5 中部山岳国立公園における許認可等の処理件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行為の許可等の件数	63 件	145 件	153 件	162 件
事業の認可等の件数	77 件	54 件	55 件	76 件

表6 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

年 度	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 20 年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか
平成 21 年度	705,930	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、島々明神線歩道ほか
平成 22 年度	566,150	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地ほか
平成 23 年度	784,500	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、黒菱唐松岳線歩道、太郎山三俣蓮華岳線歩道、弥陀ヶ原園地、上高地園地ほか

※事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

〈平成 24 年度の施策〉

中部山岳国立公園南部地域の管理計画については、平成 23 年度にパブリックコメントを実施しており、平成 24 年中に策定します。

自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

グリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

シカ、イノシシ等による被害が懸念される地域において、平成 23 年度に実態把握のために調査を実施するとともに、検討会において対応策の検討等を引き続き行います。

人と地球にやさしく、安全に配慮した集団施設地区を目指し、上高地及び立山において園地整備を実施します。上高地のシャトルバス乗り換え拠点である沢渡地区において、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図るため、関係市と協力して観光バス乗り入れ規制に対応した整備を引き続き実施するとともに管理運営体制を構築します。上高地においては、将来的なビジョンを検討し、周辺の登山道も含め、地域における協働体制を構築していくほか、平成 22 年度に定めた冬期の利用管理方針の周知、徹底を図り、冬期利用の適正化を進めます。また、地域の関係者と連携して、引き続き立山室堂の積雪期利用の適正化を図っていきます。

環境省所管地である立山の地獄谷については、平成 23 年度の調査により、噴気活動が活発化し火山ガス濃度が高くなっていることが判明したことから、平成 24 年度は通行止めとし、継続して火山ガスの調査を行うとともに、学識経験者等の意見も聴きつつ代替歩道や監視体制等の検討を行います。

(3) 白山国立公園

面積：49,900 (ha)

指定：昭和 37 年 11 月 12 日平成 24 年 11 月で指定 50 周年となる、富士山、立山と並ぶ信仰の山である白山を中心とした山岳公園です。高山植物の宝庫であり、白山の名を冠する植物も多くあります。ツキノワグマやカモシカ等の大型野生動物の生息地としても著名です。

(公園計画等)

平成 21 年 10 月に公園区域及び公園計画の見直し作業（第 2 回点検）が終了し、平成 22 年 12 月に白山の外来植物対策を中心とする生態系維持回復事業を追加しました。

これに関連して、平成 23 年度から白山国立公園内の外来植物の分布状況を把握する現地調査等を実施し、有識者や関係機関が参画する検討会を立ち上げ、情報の共有を図りながら外来植物に対する取組を連携して進めています。

また、公園区域及び公園計画の見直し（第 3 回点検）のため、現地調査及び関係機関との調整協議を実施し、平成 24 年 3 月に開催された中央環境審議会自然環境部会（第 16 回）に環境省案を諮問し、原案どおり答申されました。これを受け、国立公園の面積の拡張（2,200ha）及び関連する公園計画の変更について、平成 24 年 5 月に告示される予定です。

(適正な保護と利用)

各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

グリーンワーカー事業として、安全で快適な利用を確保するための登山道維持管理作業や、人為的に持ち込まれたと考えられるコマクサを一部の生育地で除去する作業を実施するとともに、更なる除去や拡大防止対策を検討するために検討会を開催しました。

(施設整備)

白山の主要な登山道について登山道整備を計画的に継続してきたほか、園地整備を平成 18 年度、20 年度及び 21 年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を平成 19 年度及び 20 年度に、それぞれ実施しました。

平成 23 年度には、主要な登山口に近い根倉谷園地の再整備、低地性外来植物の拡散防止及び駐車場から登山口までの歩道の改良等を目的とする工事の設計等をそれぞれ実施しました。

表 7 白山国立公園における許認可等の処理件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行為の許可等の件数	41 件	65 件	47 件
事業の認可等の件数	13 件	9 件	15 件

表 8 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

年 度	事業費	公園事業名
-----	-----	-------

	(単位:千円)	
平成 21 年度	379,200	別当出合弥陀ヶ原線歩道、白山南山稜線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道ほか
平成 22 年度	230,100	白山大白川線歩道、白山室堂園地、中宮温泉博物展示施設ほか
平成 23 年度	119,565	白山大白川線歩道、根倉谷園地、別当出合園地ほか

※事業費については、石川県、福井県への施行委任事業分を含む

〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年 11 月に白山国立公園が指定 50 周年を迎えるため、環境省、関係 4 県・6 市・1 村及び関係団体等で構成する「白山国立公園指定 50 周年記念事業実行委員会」を組織し、50 周年を記念する式典や登山行事、白山国立公園の意義について改めて考える機会としてのシンポジウムの開催等各種事業を実施する予定です。

自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

グリーンワーカー事業は、コマクサ対策事業を引き続き実施し、新たに白山国立公園湿原保全対策及びモニタリング調査を実施します。

また、平成 23 年 1 月に策定された白山生態系維持回復事業計画に基づき、外来植物の分布状況等に係る現地調査や防除対策を実施するとともに、環白山保護利用管理協会がボランティア等の参加を得てオオバコ等の駆除や予防対策を実施する事業に対して、地域生物多様性保全活動支援事業によって支援します。なお、石川県及び環白山保護利用管理協会は、同事業計画に基づいて生態系維持回復事業を実施するための自然公園法に基づく確認、認定を受けており、関係機関、団体と連携して取組を進めます。

さらに、白山への石川県側からの主要な登山口である別当出合園地において、外来植物の拡散防止等を目的に再整備を進めるとともに、岐阜県側からの主要な登山口である白山大白川線の登山口において、外来植物の拡散防止及び動線の改良などを目的とする工事の設計等を進めます。これらによって、人と自然が共生する国立公園として、生態系の保全と利用の適正化の両方に配慮した整備を行います。

(4) 伊勢志摩国立公園

面積：555,44 (ha)

指定：昭和 21 年 11 月 20 日

鳥羽湾からの矢湾、英虞湾等と連なる海岸線と深い入り江や島々が織りなす景観が特徴です。また、伊勢神宮は歴史・文化の観点からも重要な地であり、シイ類等の自然林を含む神宮林の一部は本公園の特別保護地区として厳正な保護が図られています。

(公園計画等)

平成 22 年度から海城公園地区の指定候補地を選定するために「海域資源調査事業」を実施し、その結果を踏まえながら、伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業（第 6 回点検）を進めています。

(適正な保護と利用)

各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

グリーンワーカー事業として、公園内の清掃及び展望を阻害している樹木等の伐採・剪定を地域との協働により実施する景観保全事業、漂着ごみに対する理解を深める普及啓発事業、展望地の実態を把握する展望地カルテ作成事業、離島における外来種（ドブネズミ）駆除事業を行いました。また、マリンワーカー事業（国立公園の適正海域管理推進事業）として、海流・季節風により多くの漂着ごみの集積が見られる伊勢湾口の離島において清掃事業を実施しました。

国立公園における協働型運営体制のあり方を検討する業務を進め、志摩市における里海創生基本計画の策定と連携して、国立公園の協働運営の方法を検討しました。当該業務の一環として、里海づくりについて広く市民に広報するために「志摩まちづくりフォーラム」を志摩市と共催で平成 24 年 3 月に開催しました。

(施設整備)

英虞湾を望む主要な展望地で本公園の重要な利用拠点である横山集団施設地区（園地を含む）を平成 18 年度～23 年度に、近畿自然歩道の一部を平成 19 年度～23 年度にそれぞれ整備しました。前者については、展望場に至る歩道のスロープの改修を行いました。

また、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を実施しました。

さらに、平成 23 年度には、近畿自然歩道に係る 5 カ年の整備基本計画を地元関係者や有識者等が参画する検討会を開催し、策定しました。

表 9 伊勢志摩国立公園における許認可等の処理件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行為の許可等の件数	117 件	104 件	121 件
事業の認可等の件数	10 件	1 件	5 件

表 10 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 21 年度	26,000	横山集団施設地区、エントランス
平成 22 年度	32,200	横山集団施設地区、近畿自然歩道
平成 23 年度	76,775	横山集団施設地区、近畿自然歩道

(平成 24 年度の施策)

公園計画については、平成 22 年度に選定した海域公園地区の各指定候補地から実際に指定する区域を検討し、指定範囲について地元関係者との調整を行います。その結果を踏まえながら、平成 25 年度を目処に中央環境審議会へ諮問できるよう公園区域及び公園計画の見直し作業（第 6 回点検）を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 24 年度のグリーンワーカー事業は、これまで実施してきた清掃活動及び漂着ごみの普及啓発、景観保全事業等を引き続き実施します。また、マリンワーカー事業では、新たに干潟やアマモ場の再生と陸地の保全活動を一体的に行うことを目指した沿岸域管理業務や漂着ごみ清掃事業を志摩市と連携して進めます。

さらに、平成 23 年度に策定した近畿自然歩道等整備基本計画に基づき、同歩道の整備に着手するとともに、近畿自然歩道の普及啓発に係る施策を推進します。

2 国指定鳥獣保護区の管理

特に国際的又は全国的な見地から鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理に努めています。

中部地方環境事務所管内では、白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間及び北アルプスの 7 箇所の国指定鳥獣保護区を管理しており、各保護区に鳥獣保護区管理員を配置して、鳥獣の生息調査や密猟防止の巡視等を行っています。

表 11 管内国指定鳥獣保護区一覧

保護区名	当初指定年月日	面積	指定区分	所在県
白山	昭和 44 年 3 月 31 日	38,061ha	大規模生息地	石川県・岐阜県
片野鴨池	平成 5 年 11 月 1 日	10ha	集団渡来地	石川県
七ツ島	昭和 48 年 11 月 1 日	24ha	集団繁殖地	石川県
藤前干潟	平成 14 年 11 月 1 日	770ha	集団渡来地	愛知県
紀伊長島	昭和 44 年 11 月 1 日	6,131ha	集団繁殖地	三重県
浅間	昭和 26 年 5 月 1 日	30,940ha	大規模生息地	群馬県・長野県
北アルプス	昭和 59 年 11 月 1 日	110,306ha	希少鳥獣生息地	富山県・長野県・岐阜県

鳥獣保護区別の主な施策は次のとおりです。

①白山（イヌワシ、ニホンカモシカ等の生息地）

平成 17 年 10 月以降、白山鳥獣保護区の更新作業を行い、平成 20 年 10 月末で更新が確定しました。鳥獣保護管理員を配置し巡視等を行っています。

②片野鴨池（マガン、トモエガモ等の休息地）

平成 19 年度から鳥獣保護区内の鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業として、自然環境等の詳細な調査を実施し、平成 20 年度末には保全事業基本計画の策定、平成 21 年度には環境改善を目的として試験的に池の底干し等を行いました。平成 22 年度には保全事業実施計画を策定し、本計画に基づき、保全事業の実施について調整を進めています。

また、片野鴨池鳥獣保護区の拡張に向けた区域の変更作業を行っています。

③七ツ島（カムリウミスズメ、オオミズナギドリ等の繁殖地）

過去に人為的に持ち込まれ、生態系への被害を引き起こしているアナウサギの駆除を継続的に行うとともに、鳥類の生息調査を行っています。

④藤前干潟（ハマシギ、トウネン等の採餌・休息地）

当該鳥獣保護区は、ラムサール条約湿地の登録と並行して指定され、平成 17 年 3 月には拠点施設として、稲永ビジターセンターと藤前活動センターを設置しました。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

また、平成 23 年度は藤前干潟鳥獣保護区の更新に向けた作業を行いました。

さらに、鳥獣保護区に渡来する渡り鳥の調査等も行いました。

表 12 拠点施設来館数の推移

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
稲永ビジターセンター	39,900 人	37,481 人	37,481 人	38,556 人	39,238 人	34,921 人
藤前活動センター	22,831 人	23,484 人	24,806 人	26,002 人	27,381 人	26,546 人
合 計	62,731 人	60,965 人	62,107 人	64,558 人	66,619 人	61,467 人

⑤紀伊長島（カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ等の繁殖地）

当該鳥獣保護区では期間更新と区域の見直しについて作業を行い、平成 21 年 10 月末で更新(一部区域の縮小)が確定しました。

近年、特別保護地区に指定されている島嶼において、鳥類の繁殖に害をもたらすおそれの大きいドブネズミの生息の痕跡が確認されたことから、生息状況の把握や試験的な駆除を行っています。また、特別保護地区内にカワウのコロニーが存在し、植生の被害が発生していることから、カワウの生息状況及び鳥類の生息環境の変化についてモニタリング調査を行うとともに、平成 23 年度に「紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理計画」を策定しました。

⑥浅間（ツキノワグマ等の大規模生息地）

当該鳥獣保護区では期間更新と区域の見直し作業を行い、平成 23 年 10 月末で更新（一部区域の縮小）が確定しました。また、特別保護地区について再指定を行いました。

⑦北アルプス（ライチョウ等の希少種の生息地）

当該鳥獣保護区は、平成 21 年度から引き続き、平成 23 年度も上高地地域における公園利用者と野生動物との軋轢を軽減するため、ツキノワグマの出没状況への対応やニホンザルが人慣れしないように追い払いを実施しています。

また、従来見られなかったシカ、イノシシ等が鳥獣保護区内で確認され始めていることから、平成 23 年度には関連する情報の収集整理を行うとともに、専門家による検討会を設置し、実態把握や対応策の検討を行いました。

〈平成 24 年度の施策〉

各国指定鳥獣保護区に配置した鳥獣保護区管理員を機動的に活用し、鳥獣の生息状況調査や密猟防止のための巡視等を実施します。

片野鴨池鳥獣保護区においては、平成 22 年度に策定した保全事業実施計画の実現に向け、区域の見直しを図る等、鳥獣保護区の保全管理に努めるとともに、同鳥獣保護区の拡張を行います。

七ツ島鳥獣保護区においては、引き続きアナウサギの駆除を行い、生息する鳥類の保護に努めます。

藤前干潟鳥獣保護区については、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発に資する各種行事等を実施します。また、同鳥獣保護区の更新を行います。

紀伊長島鳥獣保護区については、平成 23 年度に策定した「紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理計画」に基づきカワウの保護管理対策を実施します。また、本対策の効果及び影響を評価するためにカワウの生息状況及び鳥類の生息環境の変化についてモニタリング調査を実施します。

浅間鳥獣保護区については、近年、鳥獣保護区周辺においてシカ、イノシシ等による農業被害等が見られるようになってきており、林野庁、長野県、地元関係者等と連携して被害対策を実施していきます。

北アルプス鳥獣保護区については、公園利用者と野生動物の軋轢を軽減するため、ツキノワグマ、ニホンザルの追い払い、巡視、注意標識の設置等に努めます。

3 ラムサール条約登録湿地の保全等

中部地方環境事務所管内では、片野鴨池と藤前干潟の 2 つの国指定鳥獣保護区及び三方五湖（若狭湾国定公園）がラムサール条約登録湿地となっています。

片野鴨池では、石川県加賀市が鴨池観察館を設置しており、(財)日本野鳥の会に管理運営を委託しています。藤前干潟では、環境省が前記のとおり 2 つの拠点施設を整備し、情報発信や体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用を推進しています。

三方五湖においては、自然再生の取組の支援を行っています。（Ⅲ自然再生の取組の項参照）

また、ラムサール条約登録候補となっている「中池見湿地」（福井県敦賀市）、「東海丘陵湧水湿地群」（愛知県豊田市）及び「立山弥陀ヶ原・大日平」（富山県立山町）については登録に向けた地元との調整を進めています。「立山弥陀ヶ原・大日平」においては、地域の理解を深め、賢明な利用と保全を進めていくために説明会やシンポジウム（平成 24 年 2 月）を開催しました。

〈平成 24 年度の施策〉

既登録地については、適切な保全と利用が図られるよう、支援や管理を行っていきます。

「中池見湿地」・「東海丘陵湧水湿地群」・「立山弥陀ヶ原・大日平」については、平成 24 年 7 月に開催されるラムサール条約第 11 回締結国会議で登録がなされるよう準備作業を進めます。

Ⅲ 自然再生の取組

(霧ヶ峰)

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰（長野県）では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所が協議会の構成員として参加し、部会の 1 つである「“彩り空間”形成・施設整備部会」の部会長の任に当たり、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

平成 21 年度には、前年度に引き続き「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。

(美ヶ原)

八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原（長野県）では、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が設置されており、長野自然環境事務所が協議会の構成員として参加しています。

(英虞湾)

伊勢志摩国立公園内の英虞湾（三重県）では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しており、志摩市により平成 20 年 3 月に設立された英虞湾自然再生協議会に中部地方環境事務所がオブザーバーとして参加しています。

(三方五湖)

ラムサール条約登録湿地である三方五湖（福井県）においては、福井県との協働の下、平成 20 年度より、当該地の自然再生の取組を支援しています。平成 22 年度は、平成 21 年度に作成した環境教育プログラムを用いて、三方五湖周辺の小学校教員へのプログラム活用方法の指導、小学校の総合学習における先生の指導補助を実施しました。また、三方五湖とその周辺に生息、生育する生き物を紹介するポスターを 3 種類作成し、地元住民の自然再生への意識を高めることができました。

平成 23 年度は、三方五湖自然再生協議会が 5 月に設立されたことを受け、同協議会及び部会の活動を支援し、全体構想の取りまとめに至りました。

(羽咋海岸)

羽咋海岸（石川県）においては、石川県、羽咋市及び志賀町との協働の下、平成 21 年度より、イカリモンハンミョウ（絶滅危惧種 I 類（CR+EN））等に代表される海浜生態系の自然再生を目的とした事業を実施してきました。平成 22 年度は、当該地の生物調査、地元住民の方と意見交換するための座談会、地元小学校での出前授業等を実施しました。

平成 23 年度も引き続き現地の生物調査を行うとともに、地元住民への普及啓発のための自然観察会を開催するなど、取組を支援しました。また、3 カ年の取組を総括し、平成 24 年度以降の実施体制等を検討するため、地元住民、有識者、環境省、石川県及び地元市町から成る検討会を 2 回開催し、今後は、関係者の連絡会議を開催する形で当該事業に取り組んでいくこととなりました。

〈平成 24 年度の施策〉

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 23 年度に引き続き「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」「美ヶ原ニホンジカ食害対策」が実施されることから、事業の推進に協力し、必要に応じて助言・情報提供を行います。

また、自然再生情報連絡会議に参加し、全国の自然再生に係る情報把握に努めます。英虞湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて助言・情報提供を行います。

福井県三方五湖では、自然再生推進法に基づく法定協議会（中部地方環境事務所も協議会会員）の活動を支援し、実施計画案の策定を進めます。また、福井県と協働し、当該地の自然再生の取組を支援します。

また、新たに自然再生協議会を設立する地域がある場合には、必要に応じて助言・情報提供を行っていくほか、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議に参画し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図っていきます。

IV 野生生物の保護と管理

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1)許認可業務の実施

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき 絶滅のおそれのある野生生物の捕獲等を規制し、その保護に努めています。随時、希少野生動植物種等に係る捕獲等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っており、平成 23 年度には 28 件の案件を処理しています。

(2)保護増殖事業の実施

種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ、ヤシャゲンゴロウ及びイタセンパラについて、環境省等が策定した保護増殖事業計画に基づき保護増殖事業を実施しています。

（アベサンショウウオ）

新たに生息地が確認されたことを受け、生息状況や生息環境を把握するための調査を行い、平成 21 年度からは生息環境の悪化が確認されている箇所において生息環境改善事業を実施しているほか、平成 23 年度からは地元関係者や住民・地権者の理解を得るため環境学習等の普及啓発活動を実施しています。

（ヤシャゲンゴロウ）

生息場所が極めて局所的であり、環境の変化等による絶滅が危惧されることから、生息域外での飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を平成 18 年度から実施しているところです。

(イタセンパラ)

近年分布域の縮小や個体数が減少していることから、生息域外保全の実施に向けて平成 21 年度に生息域外保全実施計画を策定し、平成 22 年度から濃尾平野の個体群絶滅リスクを回避するため大型水槽による飼育繁殖事業を実施しています。日本動植物園水族館協会と連携し、複数の施設での飼育を推進するとともに、平成 23 年度には同種の繁殖のために不可欠な二枚貝の飼育実験を開始しました。

また、関係機関が連携して本種の密漁防止や普及啓発の取組みを進めるため、木曾川イタセンパラ保護協議会が設置され、国土交通省中部地方整備局とともに協議会の事務局を務めて合同パトロールや勉強会等を実施しています。

(3)その他の取組(ライチョウの保護)

多くの関係者が連携してライチョウに関する調査・保護事業に取り組んでいけるよう、研究機関や行政機関などの関係者による検討会を設置し、総合的な保全事業に関する計画策定に着手しました。

また、生息域の北限となる長野県と新潟県にまたがる頸城山系における生息状況を継続して実施しています。

白山では昭和初期に絶滅したとされていましたが、平成 21 年に約 70 年ぶりにその生息が確認されたことから、平成 22 年度より生態や植生等のデータの蓄積のための追跡調査や生息環境の確認調査を行っています。平成 23 年度はこれらの調査を継続するとともに、標識（足環）装着を実施しました。

〈平成 24 年度の施策〉

種の保存法に基づく許認可事務を適正に実施します。

アベサンショウウオについては、環境悪化が確認された生息地において環境改善のための事業を引き続き行うとともに、関係者に対し普及啓発を行います。

ヤシヤゲンゴロウについては、引き続き飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を実施し、関係機関と協力して地元関係者や地域住民の理解を得るために環境学習等の普及啓発活動を行います。

イタセンパラについては、生息域外保全を実施し、濃尾平野の個体群絶滅のリスク回避のため地元水族館等の協力を得る等飼育繁殖施設の確保に努めます。引き続き大型水槽による飼育繁殖を進めるとともに得られた個体の増殖のため、野外池での飼育繁殖に向けての検討も行い関係機関と連携して密漁防止や普及啓発の取組を進めていきます。

ライチョウについては、保全計画の検討を継続して行うほか、頸城山系における生息状況の把握等の調査、白山については、営巣時期にあたる残雪期における生息環境の解析やライチョウの生態調査を行ないます。

その他管内の希少種の生息状況の把握に努め、各種開発案件等に伴う生息及び環境悪化の情報を収集し、関係機関との情報交換等対策の検討に資する施策の実施に努めます。

2 野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づいて鳥類又は哺乳類に属する野生動物（鳥獣）の捕獲や狩猟を規制すること等を通じ、鳥獣の適正な保護管理を行っています。

なお、国指定鳥獣保護区に係る施策は「Ⅱ 重要地域の保全」の項を参照ください。

(1) 許認可業務の実施と県等への助言

地方環境事務所長権限に係る鳥獣の捕獲や狩猟等についての許可申請に対し、随時内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 23 年度には 73 件の案件を処理しています。

また、県等の担当部局と必要に応じ情報交換を行い、相談があった場合には、県等が行う許認可等について、随時助言を行っています。

(2) 特定鳥獣保護管理計画の策定支援

管内各県においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣として認められ、県知事が当該鳥獣の保護管理計画を策定することとなった場合には、県が実施する専門家等による検討会等に参加し、必要に応じ助言しています。

また、中部地方環境事務所管内に広域的に生息し、特に鳥獣害の観点から問題となっているカワウ及びツキノワグマの保護管理について検討する協議会に参加し、情報交換と助言に努めています。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ対策

近年国内でも感染が確認され社会問題となっている高病原性鳥インフルエンザの野鳥対策としては、日頃から渡り鳥の多数飛来する鳥獣保護区周辺を中心に渡り鳥の個体数や異常等のモニタリングに努めているほか、藤前干潟鳥獣保護区において野鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査しています。

また、管内で鳥インフルエンザの感染例が確認された場合には、その周辺地域において本省が行う糞便調査の実施等を支援しています。

〈平成 24 年度の施策〉

鳥獣保護法に基づく許認可事務を適正に実施します。

高病原性鳥インフルエンザへの対応については、渡り鳥の渡来地におけるモニタリングに努めるほか、日頃からシミュレーションを重ね、野鳥の複数羽一斉死亡等の異常発生時には、必要に応じウイルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に資する適切な対応に努めます。

3 外来生物対策

平成 17 年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき外来生物対策を実施しています。

我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがあるとされる特定外来生物の指定種は最初に 37 種が指定され、第 2 次指定で 43 種追加、その後順次追加、平成 23 年度に新たにアノリス 3 種が指定（7 月 1 日施行）され、現在 105 種（1 科 13 属 91 種）になりました。

(1) 許認可業務の実施

指定種に関しては飼養・保管・運搬・輸入・譲渡が規制されているため、学術研究や生業の維持等

の理由がある者がこれらを行う場合には、特定外来生物の飼養等許可申請書を審査して、適正であれば飼養等許可証を交付しています。平成 19 年度にはセイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されたことから飼養等許可が 1,800 件余りと新規申請が集中しましたが、平成 20 年度以降は一段落し平成 23 年度には農協等によるセイヨウオオマルハナバチの取りまとめ申請を 1 件としたため 202 件の申請となりました。

セイヨウオオマルハナバチについては、適切な飼養に対する助言・指導を行うため、飼養等実態調査を実施しています。

また、特定外来生物の防除の確認・認定申請については、外来生物法に基づく審査、確認又は認定、防除の公示を行い、平成 23 年度は 34 件の防除の確認を行いました。

(2) 防除モデル事業等の実施

緊急に対策を行う必要がある特定外来生物に対しては防除モデル事業を実施し、効果的な防除の方法を検討しています。

平成 21 年度から岐阜県各務原市でアルゼンチンアリ防除モデル事業を実施しており、最終年度となる平成 23 年度はアルゼンチンアリの生活史を考慮した地域住民による試験防除を行い、このモニタリングの検証結果等を踏まえて一斉防除マニュアルを作成しました。

平成 23 年度には、近年アライグマの目撃情報が増えている長野県において長野県の協力も得てアライグマ防除モデル事業に着手し、実態把握のための調査や周辺県との連携を進めるための意見交換会を実施しました。

また、平成 23 年 4 月に豊橋市梅田川河口域周辺において特定外来種に指定されているスパルティナ・アングリカの近縁種であるスパルティナ・アルテルニフロラ（以下略してスパルティナという。）が全国で初めて確認されたこと、海外では生態系への被害の報告例があること等から、愛知県、豊橋市等関係機関等へ情報提供を行なうとともに、当該種の侵入分布範囲等の生息状況について把握するため、現地調査、スパルティナの効果的な防除対策に関する意見交換会を行いました。また、その後、半田市阿久比川においてもスパルティナが確認されたことから、愛知県内の港湾部や重要干潟等への侵入が無いか確認するため「平成 23 年度愛知県の干潟等沿岸部外来種侵入状況調査」を実施し、汐川干潟河口部に生育していた個体については防除を行いました。

(3) 普及啓発その他の取組

中部国際空港や名古屋港で特定外来生物が見つかった場合や、外来生物が持ち込まれた場合には、処分を行っています。平成 23 年度には、8 件（うち任意放棄個体に関するもの：7 件）の処分を行いました。

表 13 任意放棄個体の引き取り実績一覧表（平成 23 年度）

対象生物	ヘリグロヒキガエル	アジアジムグリガエル	大陸産ヒキガエル属の一種	上海ガニ	台湾固有亜種キノボリトカゲ
区分	未判定外来生物	外来生物	未判定外来生物	特定外来生物	外来生物
処理件数	2	1	2	1	1

外来生物に関する普及啓発については、環境団体が主催する外来生物対策の研修会に講師を派遣するなどしています。

〈平成 24 年度の施策〉

引き続き特定外来生物の飼養等許可申請に対して適正に審査を行い、許可証の交付を行います。防除の確認・認定についても、申請に対し、適正な審査、確認又は認定、防除の公示を行います。

「アライグマ防除モデル事業」については、平成 23 年度に継続して長野県内防除体制周辺県との連携体制の構築に向けた事業に取り組みます。

また、特定外来生物等の任意放棄個体や遺失物法改正に伴う特定外来生物の引取り、処分業務を行っています。

外来植物スパルティナ・アルテルニフロラについては、分布状況を把握するとともに拡大・縮小モデルの検証を行うため、愛知県の干潟等沿岸部外来種侵入状況調査を継続して実施します。

4 動物の愛護と適正な管理

(1) 動物の愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)に基づき、関係地方公共団体等の指導に当たるとともに、法の主旨の周知徹底を図っています。

(2) ペットフードの安全の確保

平成 20 年 6 月にペット(犬及び猫)の健康を保護するため、「愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が制定され、平成 21 年 6 月 1 日から施行されました。これを受け、平成 21 年以降毎年関係機関による中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議を開催し、関係機関等の情報交換を行うとともに、普及啓発を図っています。

〈平成 24 年度の施策〉

動物愛護管理法の精神に沿って、国民に動物虐待の防止や動物愛護の適正な飼養と愛護、動物による危害の防止に資するよう普及啓発に努めます。

ペットフード安全法については、一般からの安全確保に関する相談に対応するとともに、引き続き関係機関等連絡会議を開催し、問題が発生した場合には、必要に応じ農政局等の立入検査等に同行し、現状の確認や問題点の指導等を行うこととします。

V 自然とのふれあいの推進

1 自然公園等における取組

(1)ふれあい活動の実施

伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所は、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町からなる伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会の他の構成団体と連携しながら自然観察会等の自然ふれあい活動が実施しています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説員研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動を推進しました。中部地方環境事務所では、白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成20年度からは核心部から離れた白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を行っています。

これらの自然ふれあい行事は、毎年、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等において重点的に実施しています。

(2)子どもパークレンジャー事業の実施

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を実施し、上信越高原国立公園の「妙高」では雪上観察会を、白山国立公園では白山スーパー林道の施設パトロールや利用者へのインタビュー、ブナオ山観察舎の冬鳥の観察等を、伊勢志摩国立公園では神宮の森の自然観察や海ほたるの観察・調査を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

(3)パークボランティアの活動の支援

上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢万座」の2地区でそれぞれ42人と19人、中部山岳国立公園の「上高地」で50人、伊勢志摩国立公園で35人、白山国立公園で13人のパークボランティアが登録されており、ボランティア活動が円滑に行われるために必要な支援を実施しました。平成21年度には上信越高原国立公園の「鹿沢万座」で、平成23年度には、中部山岳国立公園の「上高地」でパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等の見直しを行っています。

(4)藤前鳥獣保護区における取組

平成17年3月に、拠点施設として稲永ビジターセンターと藤前活動センターが設置されています。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

また、藤前干潟の生き物（鳥や干潟の底生生物）や環境問題について、映像や実物を使って楽しく体

験しながら学ぶことができる出前講座を行っています。平成 23 年度は次の 7 回です。

表 1 4

実施日	実施先	対象
4月30日	なごや環境大学(なごや環境大学実行委員会)	一般市民
6月4日	名古屋市立穂波小学校	小学4年生
8月21日	名古屋市東山動物園	動物園のガイドボランティア
8月24日	名古屋市南陽図書館	小学校低学年～中学年
10月9日	なごや環境大学の講座(藤前干潟クリーン大作戦実行委員会)	一般市民
10月12日	豊田市立高嶺小学校	小学2年生
3月7日	名古屋経済大学高蔵高等学校	高校1・2年生

〈平成 24 年度の施策〉

前年度に引き続き、自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図ります。

特に、白山国立公園が 50 周年を迎えることから、関係機関・団体等と連携して自然ふれあい行事を開催するとともに、「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置いて開催します。伊勢志摩国立公園では、自然ふれあい推進協議会と連携して自然とのふれあいに取り組むほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

また、パークボランティアへの活動支援として、「白山」「伊勢志摩」「上高地」「鹿沢万座」の 4 地区においてパークボランティア対象の研修会を実施します。

藤前干潟鳥獣保護区については、稲永ビジターセンター、藤前活動センターにおいて、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する企画展示を行うとともに、名古屋保護管事務所では、藤前干潟の生き物（鳥や干潟の底生生物）等を楽しく体験しながら学べる出前講座等、普及啓発に資する各種行事等を実施します。

2 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

(エコツーリズム推進協議会)

平成 20 年 4 月に施行されたエコツーリズム推進法第 5 条に基づく協議会として、平成 20 年度以降、長野県茅野市による「茅野エコツーリズム協議会」（平成 20 年 6 月）、三重県鳥羽市による「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」（平成 22 年 7 月）、群馬県みなかみ町による「谷川岳エコツーリズム推進協議会」（平成 22 年 12 月）、三重県名張市による「名張市エコツーリズム推進協議会」（平成 23 年 12 月）が設立されました。

特に「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」では、協議会のほか、普及啓発部会及び循環連携部会に分かれて取組を進めてきた結果、地元住民、関係主体に幅広くエコツーリズムの取組を理解してもらうため、平成 23 年 3 月に「鳥羽エコツーリズム宣言」を策定し、公表しました。また、「谷川岳エコツーリズム推進協議会」では、平成 20 年以降同協議会設立準備会を開催してきましたが、平成 23 年度に協議会を設立して 2 回の総会を開催し「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想の作成を進めてきました。

(地域コーディネーター事業)

平成 23 年度から始まった地域コーディネーター活用事業（エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の協議会に対する活動の経費の一部支援に係る交付金）により、信州安曇野まつかわ村エコツーリズム推進協議会及び谷川岳エコツーリズム推進協議会の 2 団体に対し支援を行いました。加えて、鳥羽市エコツーリズム推進協議会において、全体構想の策定が進められていたため、この策定作業を支援しました。

(エコツーリズム大賞)

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として実施している「エコツーリズム大賞（第 7 回）」については、中部地方環境事務所管内から、特定非営利活動法人信越トレイルクラブ（長野県飯山市）が大賞を、株式会社エコロの森（富山県富山市）及び飛騨里山サイクリング（岐阜県飛騨市）が特別賞をそれぞれ受賞しました。

(その他)

「都市と農山漁村の共生対流会議」（東海農政局主催）、観光立国推進東海地区省庁連絡会議（中部運輸局主催）等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツーリズム施策について理解を呼びかけました。

〈平成 24 年度の施策〉

上記の 4 つのエコツーリズム推進協議会における全体構想の作成や今後の取組について、積極的に支援していきます。

平成 23 年度より始まった地域コーディネーター活用事業を利用し、中部地方における「エコツーリズム推進法」に基づく中部地方におけるエコツーリズムの一層の推進を図ります。

第2部

循環型社会の構築に向けた事業

I 地域における3Rの取組の活性化

3Rの重要性を広く普及し、その取組を拡大させるとともに、「循環型社会」の形成を管内の各地域で進めるため、中部地方環境事務所では以下のような施策を行っています。

1 「めぐりふード」等を活用した食品リサイクルの推進

我が国が持続可能な社会を創り上げるために重要な目標の一つが、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の形成です。その実現に向けて平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」においては、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりの必要性が、新たな課題として提言されました。これを受け、中部地方環境事務所では、その実現・具体化に向けた検討を進めています。

平成20年度に地域循環圏に関する基礎的な調査を実施した結果を踏まえ、平成21年度には事業系一般廃棄物である食品残さのリサイクルを対象として、先行的な事例及び排出事業者の調査・分析等を行った上で、食品リサイクルを進める上での課題の把握等を実施し、「地域循環圏」を本地域において構築するための方向性等について検討を進めました。

これらの検討結果を踏まえ、平成22年度及び23年度には、食品リサイクルに関するモデル事業を実施することとし、東海3県下において、食品残さの循環に適した地域内での資源利用を可能とし、複数の小売店若しくは外食業が参加できるものとして参加事業者の募集を行いました。その結果、4つのコンソーシアムを組成し、その中からモデル事業を2事業選定しました。

モデル事業では、参加事業者と関係行政機関からなる地域協議会を設置しリサイクルループの構築に向けた事業及び協議等を進めるとともに、残りの2つのコンソーシアムをサポート事業と位置付け、関係行政機関との調整等により事業の実現に向けた支援を行いました。

また、モデル事業やサポート事業について、その内容の検証、制度的・技術的な課題の抽出、食品リサイクルの実施体制の構築に向けた考え方や可能性に関する評価等を実施しました。

さらに、支援の一環として、食品リサイクルにより生産された農畜水産物への消費者の理解を促進するため、食品リサイクルの取組を表す愛称「めぐりふード」及びそのシンボルマークを定め、平成23年10月からその使用の公募を開始しました。また、「めぐりふード」を学ぶモニターツアーなどの普及啓発イベントを実施しました。



1) モデル事業

表15 岐阜東南地域

参加事業者	小売業者：(株) サークルKサンクス、マックスバリュ中京(株)、ミニストップ(株)、ユニー(株)、(株) バロー
-------	--

	飼料化事業者：中部有機リサイクル（株） 畜産物生産者：小久保畜産(有)、やまびこ会（加盟養豚生産者 24 農家）
概要	岐阜県可児市、多治見市、各務原市内にある食品スーパー及びコンビニエンスストアの各店舗の食品残さを、名古屋市内の飼料化事業者を持ち込み、乾燥飼料を製造する。乾燥飼料は、配合飼料に混合させ愛知県内の養豚農家で豚に給餌する。生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパー等が買い取り、精肉のほか、豚肉加工品として販売する。
事業のねらい	岐阜県では、県内に一般廃棄物を受け入れ可能な再生利用事業者が無いことから、愛知県内の再生利用事業者まで越県する食品リサイクルループモデルを試行することにより、岐阜県内の排出事業者が食品リサイクルを実施できる仕組み作りを目指す。

表 16 鳥羽地域

参加事業者	旅館業者：戸田家、(株) 鳥羽国際ホテル たい肥化、飼料化事業者：戸田家 農水産物生産者：地元農家、地元漁協（調整中）
概要	三重県鳥羽市内にある二つの旅館から排出される食品残さを、その一つである戸田家に持ち込み、飼料化及びたい肥化の処理を行う。飼料化したものは、養殖魚の餌にして漁業関係者で使用し、たい肥化したものは地元農家で使用する。それぞれ生産された農水産物は二つの旅館で宿泊客の料理として提供する。
事業のねらい	鳥羽市内では廃棄物の排出量の約半分をホテル・旅館からの食品残さが占めることから、実績がある旅館のたい肥化のノウハウを市内で普及させる第一歩として隣接旅館との共同のリサイクルループを構築するとともに、養殖魚への飼料提供を行う等の観光地である特色を活かした新たなスキームの実現を目指す。

2) サポート事業

表 17 東三河地域

参加事業者	小売業者：(株) ドミー、(株) ヤマナカ 外食業者：(株) 物語コーポレーション たい肥化事業者：(株) オガワ農材 飼料化事業者：(有)環境テクシス 農畜産物生産者：ひまわり（農業協同組合）、(株) ミマスファーム
概要	豊橋市、豊川市内にある食品スーパー及び外食店の各店舗から排出される食品残さを、豊川市内の飼料化事業者と田原市内のたい肥化事業者を持ち込み、飼料及びたい肥を製造する。飼料は、養豚農家に供給し、生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパーが買い取り、精肉のほか、豚肉加工品として販売する。また、たい肥は、地元農家に供給し、食品スーパーや外食店のニーズに合わせた野菜を生産し、食品スーパー等に供給する。
事業のねらい	東三河地域では一般廃棄物を受け入れ可能な再生利用事業者がいないことから、応募のあった同地域内の事業者を役割ごとにマッチングすることにより連携体制を構築し、再生利用事業に必要な処理業許可の取得を含

	めた食品リサイクルループ構築を目指す。
--	---------------------

表 1 8 三重畿央地域

参加事業者	小売業者：(株) 一号館、A コープ (三重農協食品 (株)) 飼料化事業者：(株) イガ再資源化事業研究所 畜産物生産者：(株) トントンファーム
概要	松阪市、四日市市内にある食品スーパーの各店舗から排出される食品残さを、伊賀市内の飼料化事業者を持ち込み、飼料を製造する。飼料は、養豚農家の豚に給餌する。排出者である食品スーパーは生産された豚肉の一部を買い取り販売する。
事業のねらい	伊賀市内の飼料化事業者による飼料化の取組を、排出者である新たな食品スーパーに拡大し、三重県下における食品残さを利用した食品リサイクルループの更なる構築を図る。

2 3 R 普及啓発への取組

毎年 10 月の「3 R 推進月間」に合わせ、各地でイベントを開催しています（平成 18 年；愛知県名古屋市、平成 19 年；富山県富山市、平成 20 年；長野県長野市及び三重県津市、平成 21 年；長野県長野市及び福井県福井市、平成 22 年；岐阜県岐阜市、平成 23 年；愛知県名古屋市）。

平成 23 年には、食品リサイクルの推進をテーマに取り組みました。具体的には、「環境デーなごや 2011 中央行事」と連携し、タレント・原田さとみさんの進行による食品リサイクルに関するトークショーや食品リサイクルの取組に関するパネル展示等による市民への普及啓発イベントを行いました。

また、事業者や行政機関の関係者を対象にした「食品リサイクルのこれからを考えるシンポジウム」を開催し、食品リサイクルの取組が中部地方でさらに拡大するきっかけをつくることなどを目的として、食品リサイクルに先駆的に取り組む事業者の事例の共有、当事務所の地域循環圏の構築に向けた検討業務の成果の発信等を行いました。

3 各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者に対し立入検査・調査を実施し、必要に応じ改善を求めました。（平成 23 年度立入検査・調査件数：109 件）

〈平成 24 年度の施策〉

地域における 3 R の取組の活性化に向けた支援を引き続き実施します。

「めぐりふード」等を活用した食品リサイクルの推進については、これまでの成果を基に、中部地

方管内での各事業者による具体的な取組につなげる施策を実施します。具体的には、成果の分かりやすい普及や食品リサイクルの取組の愛称「めぐりふード」の普及等を実施します。

また、小型電子機器等をリサイクルする仕組みの構築に向け、市町村の取組に対する支援を実施します。

Ⅱ 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

我が国における廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても減少傾向にあります。引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各州市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。これらの廃棄物を処理する市町村に対する支援も行っています。

以下に、平成 23 年度に行った主な施策を紹介します。

1 不法投棄の未然防止

不法投棄監視ウィーク（毎年 5 月 30 日から 6 月 5 日まで）において、愛知県名古屋市の三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動、全国一斉陸海空集中パトロール並びに PR グッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

また、地方自治体が不法投棄等を未然に防ぐため実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム（監視カメラ）を域内 15 自治体（16 か所）に順次設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、設置場所での不法投棄が顕著に減少するだけでなく、平成 23 年度には 1 か所で不法投棄行為者を特定・検挙することができたなどの成果がありました。

2 廃棄物行政を担当する職員のスキルアップ

地方自治体産業廃棄物行政部署間の連携調整・情報交換を円滑に実施し、廃棄物の適正処理・不法投棄防止に係る連携をより一層図るとともに、廃棄物の適正処理・不法投棄防止に係る職員の能力向上をより一層図るため、廃棄物行政に関する連絡会を、石川県金沢市及び愛知県名古屋市のにおいて、開催しました。

表 1 9

日 時	会 場	出席者数	内 容
平成 23 年 10 月 31 日(月) ～11 月 2 日 (水)	金沢商工会議所 3 F ホール (金沢市尾山町 9 - 1 3)	7 5 名	廃棄物処理法の基礎知識 廃棄物処理法の基礎知識 (応用編)
平成 23 年 11 月 28 日(月) ～11 月 30 日 (水)	名古屋サンスカイルーム E 室 (名古屋市中区 1-18-22) 名古屋国際会議場 2 3 2 + 2 3 3 会議室 (名古屋市 熱田区熱田西町 1 番 1 号)	1 4 7 名	廃棄物の輸出入について 事例に関する情報交換 行政処分 の 指 針 の 解 説 不適正処理案件の事例報告 不法投棄等の現場対応 事例研究

3 災害廃棄物の適正処理

平成 23 年 3 月に長野県栄村に被害をもたらした新潟県中越地方を震源とする地震、平成 23 年 6 月に長野県松本市に被害をもたらした長野県中部地方を震源とする地震、三重県に被害をもたらした台風 12 号並びに岐阜県及び石川県に被害をもたらした台風 15 号による被害の際に地元自治体との連携の下で速やかに被害状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理費用に対して補助を行いました。

また、東日本大震災により生じた災害廃棄物が適正かつ迅速に処理されるよう、現地災害対策本部に職員を長期派遣するとともに、被災側地方公共団体と受入側地方公共団体とのマッチングに向けた連絡・調整、説明会での説明等の支援を行いました。

〈平成 24 年度の施策〉

廃棄物適正処理の推進及び廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組、②不法投棄監視通報システムの設置、③廃棄物行政に関する連絡会の開催、④東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の促進等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら引き続き実施します。

Ⅲ 廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。この結果、法に基づく経路を経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が出てきています。

このような状況を踏まえ、中部地方環境事務所では、関係する税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を実施し、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

1 不法輸出入の事前防止

輸出入関係事業者を対象としたパンフレット（英語、中国語、ロシア語、ウルドゥ語の四か国語に翻訳）を作成し配布するとともに、法令の概要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年1回（愛知県名古屋市）で、開催しています。また、平成23年度は石川県金沢市において北陸地区の関係事業者を対象として開催するとともに、豊橋税関支署及び衣浦出張所において、通関業者等向けに同様の説明会を実施しました。

また、盗難車の不正な解体輸出を防止するとともに、自動車の解体に伴う適切な環境保全措置の実施を促すため、中古車や解体車の輸出を行う愛知県内及び三重県内の自動車の解体業者の解体事業場に対して、愛知県警察、三重県警察及び関係自治体と連携して合同立入を実施しました。

2 輸出入に当たっての事前相談等の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理人からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、輸出入を予定している貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かの判断を回答するものです。平成23年度には281件の相談を受けています（平成19年度161件、平成20年度194件、平成21年度178件、平成22年度228件）。

また、廃棄物処理法や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、「バーゼル法」という。）に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、貨物の検査を実施したり、税関による貨物開披検査に立ち会ったりして、適法性の確認を行っています。

〈平成24年度の施策〉

廃棄物処理法やバーゼル法で輸出入が禁止されている物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、各地方税関支署における輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れるとともに、事業者からの事前相談に対して、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

IV 漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

平成21年7月には、海岸における良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境保全及び再生を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が公布・施行されました。中部地方環境事務所では、同法に基づき各県で設置された海岸漂着物対策

推進協議会に参画し助言等を行うとともに、国立公園のマリンワーカー事業により、海流・季節風により多くの漂着ごみの集積が見られる伊勢湾口の離島において清掃事業を実施しました。

〈平成 24 年度の施策〉

海岸漂着物対策に関する基本方針に基づき各県等が策定した地域計画による各種施策の実施に当たっては、関係機関等との連携を図るとともに、漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。また、マリンワーカー事業において、海岸漂着ごみの清掃業務を実施します。

第3部

低炭素社会の構築に向けた事業

環境省では、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）の排出抑制対策を推進するため、エネルギー対策特別会計（平成 18 年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）を活用した補助事業及び委託事業を実施しており、その一部を地方環境事務所が担当しています。

1 補助事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

地方環境事務所は、平成 17 年度以前は申請書の受付のみを担当し補助金の交付は環境本省が行っていましたが、平成 18 年度以降は申請書の受理から交付まで執行しています。平成 23 年度までに中部地方環境事務所が執行した補助事業は、以下の①～⑧の事業です。

- ① 地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づいた、地方公共団体の再生可能エネルギー・省エネ施設設備の導入に対する支援
 - ア) 対策技術率先導入事業[平成 18～19 年度]
 - イ) 業務部門対策技術率先導入補助事業[平成 20 年度]
 - ウ) 地方公共団体対策技術率先導入補助事業[平成 21～23 年度]
- ② 都道府県が地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に対する支援（エコハウス整備事業[平成 17～18 年度]）
- ③ 地方公共団体の低公害車・次世代低公害車導入に対する支援
 - ア) 次世代低公害車普及事業[平成 18～22 年度]
 - イ) 低公害（代エネ・省エネ車）普及事業[平成 18～22 年度]
- ④ 民間団体のハイブリッドオフロード車等、先進的な次世代車導入に対する支援（先進的次世代車普及促進事業[平成 23 年度]）
- ⑤ 管内 7 県の地域地球温暖化防止活動推進センターが、地域住民に対して行う普及啓発・広報活動への支援。ただし、平成 22 年度からは特例市以上から指定を受けた地域地球温暖化防止活動推進センターを加え、地球温暖化防止活動推進員等を診断員として育成し、希望する家庭・事業所等に対してエコ診断を実施することにより、導入可能な対策等を提案するための事業（うちエコ診断事業、家庭部門における削減アドバイス事業、地球温暖化防止活動推進員派遣事業、地球温暖化防止活動団体連携強化事業）への支援。平成 23 年度からは、地球温暖化防止に関する社会貢献活動を行う NPO 等が地域地球温暖化防止活動推進センターとともに共同の事業体を構築し、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業への支援。
 - ア) 都道府県センター普及啓発・広報事業[平成 18～20 年度]
 - イ) 地域センター普及啓発・広報事業[平成 21 年度]
 - ウ) 地域活動支援事業（うちエコ診断事業、家庭部門における削減アドバイス事業、地球温暖化防止活動推進員派遣事業、地球温暖化防止活動団体連携強化事業[平成 22 年度]）
 - エ) 地域活動支援・連携促進事業[平成 23 年度]
- ⑥ 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づく地

球温暖化対策地域協議会がその活動として行う再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入に対する支援

- ア) 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業[平成 18～19 年度]
- イ) 地域協議会民生用機器導入促進事業[平成 20～21 年度]
- ウ) 地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業[平成 22 年度]
- ⑦ 自然冷媒（ノンフロン冷媒）を用いた冷凍冷蔵装置の導入に対する支援
 - ア) 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業[平成 18～19 年度]
 - イ) 省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業[平成 20 年度]
 - ウ) 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業[平成 21～23 年度]
- ⑧ 環境省の事務事業から発生するCO₂排出量を順次オフセットするため、全量を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置後 5 年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件に支援（ソーラー環境価値買取事業[平成 22 年度]）

これらの補助事業は、平成 17 年度以降その名称と内容を変更しつつ現在に至っており、各年度の採択件数は表 20 のとおりです。また、1 の①の概要は表 21、1 の⑦の概要は表 22 のとおりです。

表 20 年度別補助事業別採択件数

補助事業	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
①	3	5	3	3	4	0	1
②	1	1	—	—	—	—	—
③	2	2	2	4	3	4	—
④	—	—	—	—	—	—	6
⑤	5	6	7	7	7	8	8
⑥	122 (9)	30 (3)	20 (2)	3 (1)	105 (6)	225 (7)	—
⑦	1	3	1	2	2	1	3
⑧	—	—	—	—	—	3	—

(注) ⑥の()内の数字は、事業を実施した地球温暖化対策地域協議会数

表 21 対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業概要

年度	自治体名	事業概要
17	石川県	県有 3 施設へ E S C O 事業による建物全体の省エネ設備を導入
	岐阜県	県庁舎別館（シンクタンク庁舎）へ高効率冷温水発生機 1 基を導入
	飛騨市	市民病院における省エネタイプの蒸気ボイラーの導入及び蒸気仕切弁の改善
18	石川県	県営 2 施設（金沢中警察署・石川県工業試験場）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	県営播磨浄水場へ太陽光発電（150kW）を導入
	飯田市	健康増進施設へ太陽光発電（20kW）を導入
	名古屋市	消防署の出張所宿直施設に燃料電池（1 kW）を導入
	安城市	市庁舎へ太陽光発電システム（27.5kW）を導入

19	石川県	県有 2 施設（教育センター、金沢西警察署）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	北勢水道事務所屋上に太陽光発電（20kW）を導入
	箕輪町	消防署・地域交流センターへ太陽光発電（25kW）を導入
20	三重県	浄水場沈殿池上部に太陽光発電（150kW）を導入
	石川県	県有 4 施設（小松県税事務所・南加賀農林総合事務所、石川中央保健福祉センター、中能登総合事務所・中能登農林総合事務所、能登中部保健福祉センター・中能登土木総合事務所）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	西尾市	市庁舎屋上に太陽光発電（50kW）を導入
21	松塩安筑 老人福祉 施設組合	組合運営の養護老人ホーム「温心寮」屋上に、太陽光発電（20 k w）を導入
	蟹江市	町営の新給食センター屋上に、太陽光発電（20 k w）を導入 同給食センター内に、バイオマス燃料製造装置（B D F 装置）を導入
	伊勢市	伊勢市産業支援センターに太陽光発電（30 k w）を導入
	三重県	播磨浄水場沈殿池上部に太陽光発電（65 k w）を増設
23	長野県 南箕輪村	保育園（2 箇所）及び療育施設（1 箇所）に太陽光発電（56 k w）を導入

表 22 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置等導入促進事業に係る補助事業概要

年度	事業者名	対象工場・ 事業所名、所在地	事業内容	冷媒
17	前田運送	前田運送川越町物流センター 三重県三重郡川越町	物流センター新築工事における空気サイクル廃熱利用冷凍装置導入事業	空気
18	味の素冷凍食品株式会社	味の素食品株式会社中部工場 岐阜県揖斐郡	冷凍食品生産設備における自然冷媒凍結装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	枇杷島製氷株式会社	枇杷島製氷株式会社 名古屋市	製氷工場新築工事における NH ₃ 冷凍装置導入事業	NH ₃
	江崎グリコ株式会社	三重グリコ株式会社 三重県津市	三重グリコ株式会社 No. 1、No. 2 製品冷蔵庫冷凍装置更新事業	NH ₃ CO ₂
19	高岡冷蔵株式会社	高岡冷蔵株式会社富山工場 富山県富山市	富山工場新築工事における自然冷媒冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
20	名豊興運株式会社	名豊興運株式会社 小牧冷凍センター 愛知県小牧市	冷凍センター新築工事における NH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂

	興和冷蔵株式会社	興和冷蔵株式会社 中部物流センター 愛知県一宮市	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
21	東洋水産株式会社	東洋水産株式会社 中央物流センター 愛知県丹羽郡扶桑町	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	株式会社ヒューテックノオリ	株式会社ヒューテックノオリ 中部支店 愛知県小牧市	中部支店新築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
22	日本水産株式会社	日本水産安城工場 愛知県安城市	日本水産株式会社安城工場コロッケ3号並びに4号一次フリーザー更新工事における省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	NH ₃
23	株式会社ランテック	株式会社ランテック 名古屋支店 愛知県小牧市	物流センター新築における自然冷媒を用いた冷却設備を導入する事業	NH ₃ CO ₂
	大正冷蔵株式会社	大正冷蔵株式会社 愛知県豊橋市	本社冷蔵倉庫新築における自然冷媒を用いた冷却設備を導入する事業	NH ₃ CO ₂
	アスザックフーズ株式会社	アスザックフーズ株式会社 長野県須坂市	食品を真空凍結乾燥（フリーズドライ）する設備の冷凍装置を導入する事業	NH ₃ CO ₂

ここに掲げてある以外の補助事業の実施状況については、参考資料「MAPで見る中部地方の環境」を御参照ください。

〈平成24年度の施策〉

補助事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策については、自治体、民間団体等に対して公募情報の周知に努めるとともに、各種の補助事業等を着実に実施します。また、これまで取り組んできた補助事業の効果を広く広報し、二酸化炭素排出抑制対策の推進に取り組みます。

2 委託事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境本省の委託事業である「平成21年度チャレンジ25地域づくり事業」に関し、管内で採択された7箇所の実施地域のうち、平成22年度に中部地方環境事務所に対して要請があった3地域（岐阜県岐阜市、岐阜県中津川市・恵那市、岐阜県中津川市）について、事業を実施する地域協議会へ参画してきました。また、平成23年度は、地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に採択された、社団法人長野県環境保全協会自然エネルギー信州ネットにおける、初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業及び「ソーラー年金」システム普及事業の事業化の検討に向けた専門部会に参画してきました。それぞれの地域において検討された事業内容は、表23のとおりです。

表 23 各地域協議会等の事業内容

平成 21 年度 チャレンジ 25 地域づくり事業		
岐阜県岐阜市	計画策定 委託業務	地下水利用ヒートポンプシステム、太陽熱利用システム及び太陽光発電、省エネ住宅や HEMS 並びに事業所ビルにおける BEMS の導入について検討することにより対策を導出し、2020 年までにCO ₂ 排出量を 25%削減する計画を策定。
岐阜県 中津川市・恵那市		間伐材の活用、小水力発電の導入推進について検討することにより、中山間部における最も効果的な対策を導出し、2020 年までにCO ₂ 排出量を 25%削減する計画を策定。
岐阜県中津川市	実証事業	清掃工場の低温排熱をタンクローリーにより輸送する熱輸送システムと、地下水を利用することにより通年安定した温度を空調等に利用できる地中熱ヒートポンプを地域の大規模施設に導入することにより削減効果を実証。
平成 23 年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務		
自然エネルギー信州ネット	初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業	再生可能エネルギー導入に係る初期投資の負担を緩和するとともに、再生可能エネルギー供給設備装置によって得られるメリット・価値を通じて、投資回収を行う全県レベルでの普及モデルによる事業化を検討。初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業については、太陽光、太陽熱、木質バイオマス（薪・ペレット）を対象。
	「ソーラー年金」システム普及事業	メガソーラーを設置し、メガソーラーの中で市民出資者毎の割り当てを行い、その割り当て分の初期投資に必要な費用を毎月一定額年金として支払い、投資回収ができた後は年金として出資者に配当する仕組み（「ソーラー年金」）の事業化を検討。

〈平成 24 年度の施策〉

委託事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策については、中部管内で採択された案件の協議会等からの要請に対して、積極的に参画し、二酸化炭素排出抑制対策の推進に取り組みます。

3 環境省支援施策等の周知による二酸化炭素排出抑制対策の推進

東日本大震災の影響を受け、中部電力管内においても、浜岡原子力発電所の運転停止により、特に夏場の電力供給不足が懸念され、自治体及び事業者等において自主的な節電対策が取り組まれました。そのため、国による省エネ・省CO₂対策の支援施策や再生可能エネルギー導入への関心が高まり、要請のあった機関に対して講師として参加し、施策の周知を行ってきました。平成 23 年度に要請のあった説明会等は、表 24 のとおりです。

表 24 各説明会等の開催状況

会議名	日時・会場	説明内容	参加者数
国の省エネ支援施策説明会	平成 23 年 6 月 23 日 岡崎商工会議所	エコリース促進事業等について	約 80 名
節電・省エネ講演会	平成 23 年 7 月 13 日 愛知県技術開発交流センター	エコリース促進事業等について	約 35 名
福井県可能再生エネルギー市町連絡会	平成 23 年 11 月 24 日 福井県庁	平成 24 年度環境省重点施策について	約 50 名

長野県環境省等予算案概要 説明会	平成 24 年 1 月 17 日 長野県松本合同庁舎	平成 24 年度環境省重点施策 について	約 120 名
---------------------	-------------------------------	-------------------------	---------

〈平成 24 年度の施策〉

当面、ピーク時における電力供給不足が懸念されるため、各機関においては節電対策が引き続き取り組まれます。関係機関からの要請に対して、省エネ・省CO₂対策及び再生可能エネルギー導入に当たっての各種支援施策等について、周知に努め二酸化炭素排出抑制対策の推進に取り組みます。

4 地域グリーンニューディール基金事業、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業

地方公共団体には、温対法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が求められています。こうした取組を確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省は、平成 21 年度補正予算において、都道府県・政令指定都市に地域グリーンニューディール基金を、中核市・特例市に中核市・特例市グリーンニューディール基金を造成するための補助金を交付しました。

この基金を活用し、平成 21 年度から 23 年度末まで、公共施設における省エネ改修、民間事業者支援、地域資源を活かした設備整備等を支援する事業が展開されています。中部管内における各県での主な取組は、表 25 のとおりです。

表 25 各県における主な取組状況

県名	主な事業内容
富山県	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設及び民間施設での省エネ設備の導入、電気自動車急速充電設備の設置 廃棄物処理施設の整備 微量PCB混入廃電気機器等の把握支援、微量PCB処理施設の整備 海岸漂着物対策推進地域計画の策定、海岸漂着物回収・処理の実施 等
石川県	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設での太陽光発電、LED照明、省エネ空調などの導入 民間住宅に太陽光発電、風力発電、断熱施工、ペアガラス等3種類以上の省エネ設備を導入する際に導入費用の一部を補助 木質バイオマス燃料を利用する機器導入に支援 地域の不法投棄・散乱ごみ監視 海岸漂着物対策推進地域計画の策定、海岸漂着物回収・処理の実施 等
福井県	<ul style="list-style-type: none"> 省エネリフォーム促進事業 都市公園照明LED化事業 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 海岸漂着物地域対策推進事業 等
長野県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村公共施設における複合的又は一体的な省エネ施設又は設備の整備等に補助 中小事業者等が行う複合的又は一体的な省エネ対策設備整備等に補助 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 市町村が行う不法投棄や散乱ごみの監視等に補助 等

岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ改修事業（太陽光発電、LED照明、省エネ空調など） ・電気自動車等用充電インフラ整備促進事業 ・微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 ・不法投棄パトロール及び廃棄物回収事業 等
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への省エネ設備（太陽光発電・LED照明など）の導入補助 ・中小事業所などの省エネ施設整備への補助 ・廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業費補助 ・微量PCB汚染電気機器濃度分析費補助 ・海岸漂着物対策推進事業への補助 等
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ改修事業（太陽光発電・LED照明など） ・アスベスト廃棄物処理施設整備事業、不法投棄・散乱ごみ監視等事業 ・微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業、微量PCB廃棄物処理施設整備事業 ・海岸漂着物地域対策推進事業 等

※各県HPより、主な事業を抜粋し掲載。

〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年度再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）は、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援することとされています。中部地方環境事務所としては、自治体からの問い合わせ等に対応し、側面的な支援に取り組みます。

II 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく排出削減対策の推進

温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）の策定及び地球温暖化対策地域協議会に関し、制度の周知や指導を行っています。

1 温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知

温対法に基づき、平成 18 年 4 月から、温室効果ガスを相当程度排出する者（特定排出者）に自らの温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することが義務付けられています。平成 20 年 6 月の温対法改正では、平成 21 年度排出量報告（平成 22 年度に報告）から、事業所単位から事業者単位・フランチャイズチェーン単位で報告することや、新たに調整後温室効果ガス排出量の報告が加わり、J-VER 等のクレジットの算入も認められることとなりました。そのため、電気事業者の係数についても、これまでの実排出係数と新たに調整後排出係数を公表することになりました。

中部地方環境事務所では、環境本省と連携し、同制度の周知のための説明会を愛知県名古屋市及び石川県金沢市で開催しました。また、同制度に関する質問や特定排出者コードに関する問い合わせ等に常時対応しています。

〈平成 24 年度の施策〉

温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度については、同制度の周知を目的とする説明会を平成 24 年度においても本省と連携しながら開催します。また、引き続き同制度に関する質問や特定排出者コード等に関する問い合わせ等に対応します。

2 地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進

温対法に基づき、地方公共団体は、県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスの削減措置に関する地方公共団体実行計画（事務事業編）及び当該区域内における活動から排出される温室効果ガスに関する実行計画（区域施策編）を策定することとされています。

中部地方環境事務所では、環境本省と連携し、実行計画策定（事務事業編及び区域施策編）に関するワークショップ等へ出席し、助言等を行ってきました。また、自治体等からの問い合わせ等に対応しています。

〈平成 24 年度の施策〉

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）未策定自治体等が参加するワークショップに出席し助言等を行うとともに、自治体等からの問い合わせ等に対して対応していきます。

3 地球温暖化対策地域協議会に関する業務

環境省では、温対法に基づいて設立された地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の設立状況や活動内容等の情報をインターネットを通じて一般に公表し、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しています。中部地方環境事務所では、地域協議会の設立に関する指導や登録申請書の受付対応を行っています。

中部地方環境事務所管内の県別登録済み地域協議会数（平成 24 年 3 月 31 日現在）は表 26 のとおりであり、合計で 89 協議会となっています。

表 26 管内の県別登録済み地域協議会数

富山県	7	長野県	21	三重県	7
石川県	16	岐阜県	11	管内合計	89
福井県	5	愛知県	22		

〈平成 24 年度の施策〉

地球温暖化対策地域協議会の設立のための相談支援を行います。また、新規登録や変更申請に対して、環境省の地方窓口として受付対応を着実にを行います。

Ⅲ カーボン・オフセットの推進等の具体的な推進

地球温暖化対策を推進するためには、温暖化対策を進める仕組みの活用や多様な主体との連携により推進を図ることが重要です。その取組として、J-VER クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進や中部エネルギー・温暖化対策推進会議を通じた地域の各主体との連携の促進に取り組んでいます。

1 カーボン・オフセットの取組の促進

カーボン・オフセットは、温室効果ガス排出とエネルギーコストの削減に加えて商品やサービス、企業活動そのものに確実な環境価値を付加する公的な仕組みです。カーボン・オフセットに用いられる J-VER クレジットは、森林保全活動等を中心とする温室効果ガスの排出削減・吸収活動から生み出されるものであり、環境教育の場の提供、多様な動植物の住みかの創出、再生可能エネルギー設備の増加といった様々な付加価値を地域にもたらすものであり、中部管内でもこのクレジットを創出する多くのプロジェクトが進んでいます。

平成 23 年度は、中部管内において、カーボン・オフセットの取組を推進することを目的として、中部カーボン・オフセット推進ネットワーク（事務局：NPO 法人ボランティアネイバーズ及び株式会社ウエイストボックス）を立ち上げ、民間企業・自治体等で緩やかなネットワークを形成してきました。本ネットワークの取組として、①ウェブサイトやメルマガ（7 号配信）での最新情報の提供、②研修機会の提供、③ヘルプデスク機能の提供を行ってきました。本ネットワークの主な活動状況は表 27 のとおりであり、登録者は 187 名です（平成 24 年 3 月 31 日現在）。

表 27 本ネットワークの活動状況

開催年月日・開催場所	取組内容	参加者数
平成 23 年 11 月 9～12 日 ポートメッセナゴヤ	メッセナゴヤ 2011 での広報	約 500 社に案内 チラシの配布
平成 23 年 11 月 21 日 名古屋市中小企業振興会館	カーボン・オフセット EXPO in 名古屋への出展	延べ 300 名
平成 24 年 2 月 1 日 名古屋商工会議所	カーボン・オフセット入門講座	約 30 名
平成 24 年 2 月 3 日 岐阜県庁	岐阜県職員向けカーボン・オフセット勉強会	約 20 名
平成 24 年 2 月 9 日 じゅうろくプラザ	カーボン・オフセット入門講座	約 20 名
平成 24 年 2 月 14 日 名古屋市役所	カーボン・オフセット入門講座	約 30 名
平成 24 年 2 月 24 日 伊藤忠商事株式会社	カーボン・オフセット入門講座	約 50 名

平成 24 年 3 月 7 日 東京国際フォーラム	カーボン・マーケット EXPO in 2012 への出展	延べ 1500 名
------------------------------	------------------------------	-----------

〈平成 24 年度の施策〉

カーボン・オフセットの推進については、中部カーボン・オフセット推進ネットワークを中心に、J-VER クレジットの売り手と買い手のマッチング支援や研修会等の開催、相談業務及び最新の情報提供等に取り組みます。

2 中部エネルギー・温暖化対策推進会議を通じた地域の各主体との連携の促進

中部エネルギー・温暖化対策推進会議は、中部地域の国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、環境NPO等をメンバーとして、中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報を交換・共有し、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体を始めとする中部地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、平成 17 年 3 月に設置されました。

中部地方環境事務所は、中部経済産業局とともに同推進会議の事務局を担当し、関係機関との連携を図りながら地球温暖化対策に取り組んでいます。

平成 23 年度は、支援策等の情報提供の充実を図るため、構成員の持つエネルギー・温暖化対策に関する施策、支援策及び予算情報等に関して情報収集を行い、施策情報としてまとめ、同推進会議HPを通じて情報提供を行ってきました。また、中部地域における再生可能エネルギーの導入を促進するために、同推進会議に「再生可能エネルギー導入促進分科会」が新たに設置され、関係機関による情報交換を行ってきました。民生部門における地球温暖化対策への意識啓発を図る取組としては、地域住民を対象としたセミナーを開催してきました。なお、今までに開催してきたセミナーの取組内容は、表 28 のとおりです。

表 28 中部エネルギー・温暖化対策推進会議によるセミナー等開催状況

開催年月日・開催場所	取組名	連携団体	参加者数
平成 19 年 1 月 19 日 平成 19 年 2 月 2 日 中部地方環境事務所	温暖化防止対策技術の基礎講座	—	各開催日につき約 30 人
平成 20 年 2 月 16 日 富山市民プラザ	CO ₂ 削減セミナー・北陸 ～家庭から始める地球温暖化ストップ～	富山及び石川の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 70 人
平成 20 年 3 月 29 日 アストホール（津市）	講演会&東海 3 県活動報告ー知ろう・わかって・始めよう！地球温暖化防止	岐阜、愛知及び三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 130 人
平成 21 年 1 月 24 日 ホテルグランヴェール岐山（岐阜市）	シンポジウム&中部 4 県活動報告会ー地球温暖化防止 ひろがれ！つながれ！ちいきの環(わ)ー	長野、岐阜、愛知及び三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 110 人

平成 22 年 1 月 23 日 名古屋栄ビルディング	シンポジウム&中部 4 県活動報告会 ー地球温暖化防止 ひろがれ！つな がれ！ちいきの環(わ)ー	長野、岐阜、愛知 及び三重の各県地 球温暖化防止活動 推進センター	約 90 人
平成 23 年 1 月 29 日 名古屋栄ビルディング	低炭素生活のご提案 ～温室効果ガス 25%削減を考える～	ー	約 70 人
平成 24 年 1 月 28 日 名古屋栄ビルディング	見よう！減らそう！CO ₂ ～家庭生活からの二酸化炭素削減を 目指して～	ー	約 80 人

〈平成 24 年度の施策〉

中部管内の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、施策情報の提供及び意識啓発を目的としたセミナー等を中部エネルギー・温暖化対策推進会議とともに取り組みます。

3 マイカードライバーに対するエコドライブの普及手法に関する調査・検討業務

エコドライブについては、運送事業者を始めとする緑ナンバー事業者で先進的な取組が行われているものの、マイカードライバーに関しては、実施方法や効果等について十分に情報提供等が行われていないことから、エコドライブが広く実施されていないのが現状です。

自家用自動車の世帯当たり普及台数が高い中部管内の現状に対応するために、マイカードライバーを対象としたエコドライブの普及手法の調査・検討をしました。その結果、マイカードライバーに対してエコドライブを効率的に普及させていくためには、企業・自治体等のマイカー通勤者を対象にエコドライブの推進を図ることが効果的であるため、「マイカードライバーへのエコドライブ普及促進マニュアル（企業・自治体向け）」を作成しました。

〈平成 24 年度の施策〉

管内における smart move の取組の一つとして、関係機関に対して「マイカードライバーへのエコドライブ普及促進マニュアル（企業・自治体向け）」を情報提供し、マイカードライバーのエコドライブ推進に取り組みます。また、過度なマイカー依存に頼らないようにするため、マイカーから公共交通機関等への乗換えを図ることを目的に、環境本省と連携しながら smart move の普及啓発に取り組みます。

第4部

持続可能な社会の構築に向けた分野横
断的な事業等

I 環境教育の振興・環境保全活動の促進

1 中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する地方拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

中部地方環境事務所では、平成17年9月に名古屋市に「中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）」を設置し、市民やNPO、企業、行政等の協働による環境保全活動の支援、様々な環境課題への理解と認識を深めるための企業・行政・民間団体等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しています。EPO中部が行う主な事業内容は、表29のとおりです。

表29 主な中部環境パートナーシップオフィス事業内容

事業名	事業概要
環境パートナーシップ推進 コンサルティング	市民・企業・NPO・自治体といった地域の事業主体の課題やニーズ(特に協働により広域的に課題を改善、解決に貢献する案件)に対し、中部圏のネットワーク、情報を活かした助言、アドバイスを行います。また、コンサルティングを通して蓄積した情報やノウハウ、ネットワークの活用のためにカルテ化し、情報の蓄積と提供を行っています。
環境協働に関する情報収集、 ニーズ把握、情報提供	各セクターの協働による環境保全の取組に関する情報収集及び提供に加え、協働による課題改善、解決に貢献した業務の成果、情報等の可視化を行い、情報提供を行っています。
ESD中部イニシアティブ	UNDESD2014(国連持続可能な開発のための教育の10年)統括会合に向けて、広域、省庁、官民連携によるESD普及、実践のため、①東海地方の取組ロードマップの作成の支援、②ESD学びあいフォーラムin中部の開催(仮称)、③ユネスコスクール登録に向けてのモデル校の支援④ ESD 実践に向けての教員研修の実施等の取組を行っています。
生物多様性イニシアティブ	愛知目標と生物多様性条約の目標実施のため地域課題改善、解決を目的として、①郷土(ふるさと)の森づくり事業②愛知ターゲットワークショップ(仮称)の開催、③企業の生物多様性取組の定性・定量把握の研究会の設置等の取組を行っています。
環境協働提案事業	地域の企業、中間支援団体、大学などの協働による環境保全事業の側面的支援を行っています。具体的には「(株)デンソー-DECO ポン地域還元事業」、「リコージャパン(株)グリーンプロモーションエコひいき」、「JST((独)科学技術振興機構)プロジェクト」の実施等を支援しました。

〈平成24年度の施策〉

EPO中部の設置から6年半が経過し、具体的事業実施やワークショップ等の開催を通じて、中部地方における環境パートナーシップ推進のための基盤となる地域主体のネットワークが広がって来ました。平成24年度から始まるEPO事業第3期（平成24年度～26年）においてはこのネットワークを活かし、①協働事例の研究、②場づくり（地域のオーナーシップの重視）、③協働事業のコーディネート等、広域的な環境パートナーシップ推進のための仕組み作りを行って行きます。

2 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組の推進

「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」（平成17年～26年）の推進のため、平成18年3月に決定した我が国における実施計画に基づき、EPO中部における事業と連携して地域における実践事例の収集及びフォーラムの開催等を通じた普及啓発等の取組を行って来ています。

中部地方環境事務所においても、平成22年度には、生物多様性の保全活動とESDを関連づけた活動の事例を収集して情報提供するとともに、平成23年度は、中部地域ESD活動推進強化に向けた活動団体及び事例調査を実施しました。

3 民間活動支援の促進

環境NPO又は企業が行う環境保全活動が地域資源を利用しながら事業として成り立つように発展させていくため、平成21年度から実施されている事業型環境NPO・社会的企業支援活動実施事業について、中部地方環境事務所として平成23年度から実施しています。

具体的には、EPO中部に地域支援事務局を設置し、中部地域7県から公募で採択された団体の環境保全活動を事業として行うための事業計画策定の支援を行うものです。

また、平成23年度はSB（ソーシャルビジネス）・CB（コミュニティビジネス）研究会を立ち上げ中部地域の地域支援マニュアルを策定しました。

表 30 事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業の内容

採択年	採択団体名	事業実施内容
平成23年度	非営利活動法人 地域再生機構	地域の里山の手入れを通じて搬出された木質資源を収集する仕組み（入口）を構築するとともに、温浴施設のボイラーを薪ボイラー（出口）に転換し、木質資源の地域循環を構築する事業による事業化を図る。
	有限会社 オズ	地域の未利用資源として、未利用魚（商用魚とともに漁獲されたが市場流通に乗らない鮮魚）をビジネスベースで有効利用するための、地域流通の事業化を図る

〈平成24年度の施策〉

普及・広報事業として平成23年度2事業の支援の成果として作成された地域支援マニュアルを活用して他のNPOや社会的事業を行う民間企業に対しての支援等を実施するとともに、地域の他の中間支援組織と連携して地域の支援体制の構築を目指します。

4 地域のニーズに合った環境保全活動の促進

平成 18 年に中部地方環境事務所として初めての「環境白書を読む会」を実施して以降、毎年 6 月の環境月間に合わせて「環境白書を読む会」を開催し、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図っています。

表 31 平成 23 年度の環境白書を読む会開催概要

開催年度	開催日	開催地	参加者数(人)
平成 23 年度	H. 23. 7. 6	長野市 (信州大学)	137
平成 23 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書を環境省担当官より説明後、大学生と一般参加者によるワークショップを行いました。			

〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年度も、環境施策を分かりやすく国民の皆さんに伝えていくとともに、具体的な環境行動に繋がるよう継続して「環境白書を読む会」を開催します。

5 環境教育や環境保全活動を推進する人材の育成

環境省では、平成 8 年 9 月に「環境カウンセラー登録制度実施規程」を告示し、環境カウンセラー登録制度を創設しました。この制度は、環境保全活動を行おうとする市民や事業者に対して環境保全活動等に関する知識を付与したり、活動に関する助言や指導を行ったりすることを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として国民に広く推奨すべき者を登録し、広く一般に公表することにより、市民や事業者等の環境保全活動を推進するものです。

この環境カウンセラーに対して、実施規程に基づき、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図ることを目的に、これまで環境カウンセラー研修を実施してきました。

表 32 平成 23 年度環境カウンセラー研修の概要

平成 23 年度環境カウンセラー研修 (平成 23 年 10 月 27 日 : W I N K 愛知)			
講義プログラム		講師	参加者数
基調講演 1	「環境教育推進法の改正を受けて(改正のポイント)」	近藤亮太 (中部地方環境事務所)	104 人
基調講演 2	「東日本大震災と環境問題」	木野修宏 (中部地方環境事務所)	
専門研修	パートナーシップの進め方について	中野利和 (豊田市) 柴垣民雄 (環境カウンセラー)	27 人
	C O P 1 0 後愛知ターゲットの実現に向けて	香坂 玲 (名古屋市立大学) 矢口芳枝 (環境カウンセラー)	25 人
	E S D 2014 に向けて	井中宏史 (愛知県総合教育センター) 原田みどり (豊川市立小坂井西小学校)	34 人
	企業の環境への取組について	向井 征二 (日本環境取引機構) 小島正之 (環境カウンセラー)	39 人

〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年度についても、研修内容の充実（昨今の情勢等を踏まえた内容、受講者のニーズに合った内容等）を図りながら実施します。

6 エコアクション 21 認証・登録制度の普及

エコアクション 21（E A 21）認証・登録制度は、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく制度です。同制度の普及を促進するため、平成 23 年度は、「第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢」の実行委員会に参画し、普及啓発に取り組みました。

表 33 第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢実施概要

日 時 会 場	平成 23 年 11 月 4 日（金）～5 日（土） 石川県立音楽堂・ANA クラウンプラザホテル金沢
主 催	第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢実行委員会 一般財団法人持続性推進機構
参加者数	約 450 名
内 容	1 日目 ・基調講演「低炭素社会に実現に向けて」 講師：金沢大学環境保全センター教授 鈴木 克徳 氏 ・4 分科会に分かれての討論 第 1 分科会 環境保全が企業利益に直接結び付くアドバイス 第 2 分科会 E A 2 1 事業者役に役立つ審査・審査人みなさんの思いは 第 3 分科会 事業活動を踏まえた環境目標と取組・評価 第 4 分科会 地域事務局の在り方について 2 日目 ・全体研修① 各分科会発表 ・講演①「改正廃棄物処理法の解説」 講師：鈴木敏央 I S O 事務所代表 鈴木敏央 氏 ・講演②「中小事業者におけるエネルギーマネジメント」 講師：(有)野田エネルギー管理事務所代表取締役 野田冬彦 氏 ・全体研修② エコアクション 21 の今後の展望 講師：エコアクション 21 中央事務局長 森下 研 氏

〈平成 24 年度の施策〉

エコアクション 21 への認証・登録状況は近年伸び悩みの傾向にあることから、平成 24 年度においても、中部管内の地域事務局と連携し工場・事業場の事業者を対象にエコアクション 21 認証・登録制度の普及啓発に取り組みます。

II 環境影響評価の適切な実施

平成 23 年 4 月、施行後 10 年の見直しの結果を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（以

下、改正法とする。)が成立・公布されました。この改正法では環境配慮書の導入に加えて事後調査結果の公表義務づけなどが盛り込まれており、環境大臣の意見提出の機会もこれまで評価書の段階のみであったのが配慮書段階、方法書段階及び報告書段階を加えた4段階に大幅に増大します。

これらの審査を的確かつ効率的に実施するためには、事業立地場所の環境特性を熟知した地方環境事務所が大臣意見の形成等に大きな役割を果たす必要があります。特に、環境配慮書については、対象計画は関係省の地方支分部局で検討・策定されるものが多いため、地方環境事務所においてできるだけ早期に計画策定者等の検討状況、住民との合意形成の進捗状況等を把握するとともに、事業実施段階において環境保全措置状況を現地確認し、適切な環境保全への配慮を確実なものとする必要があります。

また、平成24年10月には風力発電施設が環境影響評価法の対象となります。風力発電施設は、低周波音、バードストライク、景観など地域に密着した問題が多いため、その審査業務や、質の高い環境影響評価を推進するための支援は地方環境事務所が中心となって行う必要があります。

地方環境事務所では、以上のような改正法に基づき地域特性に応じた審査を適切に行うため、地域における環境情報の整理、問題点の把握などを行うとともに、国の地方支分部局や地方公共団体と緊密な関係を築きながら環境保全に向けた取組を行っています。

具体的には、平成23年度は、中部地方における環境影響評価終了案件についての情報を整理し、その中から一定数の案件を抽出した上で、現地調査及びヒアリング調査等を実施するとともに、中部地方環境事務所版「方法書手続き前の手続きガイドライン」の作成等、中部地方環境事務所が環境影響評価審査業務を、円滑かつ確実に実施していくために必要な各種情報整理等を行いました。

また、東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議、全国環境影響評価関係課長会議等の会議に出席し、意見交換を行っています。

〈平成24年度の施策〉

平成24年10月から風力発電施設が環境影響評価法の対象となるに先立ち、4月以降、経済産業省から経過措置の行政指導指針が告示される予定であり、NEDO マニュアル等に基づき自主的に評価書案又は評価書を作成していた事業については、都道府県知事・市町村長意見と平行して環境大臣意見を提出することが必要となります。これら経過措置案件については迅速な審査が必要となる可能性が高いため、地方公共団体の審査状況の把握に努めます。

中央新幹線(リニア)事業に関する環境影響評価法に基づく審査については、本省の主導の下、関東事務所及び関係する自治体と連携しつつ取り進めていきます。

このほか、北陸地方の富山新港火力発電所設備更新計画(石炭1号機リプレース計画)、足羽川ダム建設事業、東海地方の国道19号瑞浪恵那道路事業、西知多道路事業等の進捗状況を把握するとともに、環境大臣意見の提出終了案件である設楽ダム建設事業、北陸新幹線事業等について事業実施後の環境保全の状況等についての情報収集を行います。

また、環境省本省と連携しながら、必要に応じて現地確認を行います。

Ⅲ 水・大気・土壌環境等の保全

1 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督

使用が廃止された有害物質使用特定施設（有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法の特定施設）に係る工場又は事業場の敷地であった土地等の所有者等は、「土壤汚染対策法」に基づき、当該土地の土壤汚染の状況について環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告することとされています。中部地方環境事務所では、管内に事業所を有する指定調査機関の指定や各種届出の受付等の業務を行っています。

また、毎年1回、環境省本省の指示により、指定調査機関の現況について確認を行っており、その結果に基づき指導等を行っています。

中部地方環境事務所が指導・監督を行うこととされている指定調査機関（当事務所管内のみに事業所を有する指定調査機関）は、平成24年3月31日現在177機関です。

2 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の受付

石綿を吸入することにより、中皮種、肺がん等になられた方及びこれらの疾病に起因して亡くなられた方の御遺族に対する「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請等の受付窓口を、独立行政法人環境再生保全機構及び保健所とともに行っています。

3 農薬使用基準遵守状況等監視調査

農薬使用者が「農薬使用基準」を遵守しているかどうかを確認するために、農薬の保管状況や排出水中の残留農薬を確認するための調査を平成16年度から実施しています。調査内容は、農薬の保管状況及び公共用水域に排出される水の残留農薬濃度であり、県の環境部局が残留農薬濃度の検査を実施しない県に所在するゴルフ場のうち、1県当たり1ゴルフ場に対し実施しています。

ゴルフ場で使用される農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」により72農薬について指針値が設定されていますが、本調査において指針値を上回る残留農薬が検出されたケースはありません。

4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質のうち、その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等から見てその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合（他の化学物質の中間物として製造・輸入する場合等）において、製造・輸入者からの申出に基づいて国（厚生労働省、経済産業省及び環境省）の事前確認を受けた物質について、申出どおりに製造（輸入）が行われているかを確認するために、立入検査を実施しています。

立入検査は年2～3回、1回当たり数事業者に対し、環境省本省、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と合同で実施しています。

5 住宅地等における農薬の適正使用の促進

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、地方農政局及び各県との共催により、地方公共団体において街路樹・公園・学校等における植栽の管理を担当する者をはじめ、環境・衛生・農林等の各部局において農薬を使用する機会のある職員を対象に開催しており、平成23年度は5月11日に岐阜県、6月2日に富山県でそれぞれ開催しました。

〈平成24年度の施策〉

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の窓口業務、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査については、着実に実施します。

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、北陸農政局及び石川県との共催により、地方公共団体において農薬を使用する機会のある職員を対象として開催します。

參考資料

I 中部地方の環境の現状

1 温室効果ガスの排出状況

中部地方環境事務所管内各県の温室効果ガス排出量を下記の表にまとめました。

人口規模が大きく製造業などの産業が盛んな愛知県が、最も排出量が多い状況となっています。

部門別には、業務及び家庭部門について、温室効果ガスインベントリーオフィス公表の全国平均（業務部門 42.3%増、家庭部門 34.2%増（2008年度確定値））と比較して高低はあるものの、各県とも一律的に増加率が高い状況となっており、オフィスや家庭における温暖化対策に積極的に取り組む必要がこの表からも窺えます。

表 中部地方の各県における温室効果ガス排出量

単位：千 t-CO₂・%

	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	愛知県	三重県
	H20年度 (2008)	H20年度 (2008)	H21年度 (2009)	H20年度 (2008)	H20年度 (2008)	H20年度 (2008)	H20年度 (2008)
産業部門	6,462	2,121	3,219	4,048	4,814	39,090	16,434
基準年比	102.9%	93.2%	77.9%	96.4%	78.8	91.1%	109.2%
部門比	49.0%	22.7%	40.5%	24.9%	31.5%	49.9%	58.8%
運輸部門	2,408	2,473	1,704	4,177	3,698	11,825	4,182
基準年比	128.9%	86.0%	114.6%	107.9%	89.8%	107.1%	100.7%
部門比	18.3%	26.5%	21.5%	25.7%	24.2%	15.1%	15.0%
業務部門	1,628	2,556	1,101	3,850	2,281	10,566	2,833
基準年比	174.2%	130.8%	151.2%	149.3%	133.4%	126.0%	168.0%
部門比	12.4%	27.4%	13.9%	23.6%	14.9%	13.5%	10.1%
家庭部門	1,987	2,012	1,197	2,933	2,770	9,375	2,209
基準年比	160.9%	117.4%	132.6%	126.6%	133.0%	128.2%	119.7%
部門比	15.1%	21.5%	15.1%	18.0%	18.1%	12.0%	7.9%
その他	692	179	722	1,272	1,723	7,533	2,272
基準年比	78.2%	101.2%	70.6%	54.2%	107.8%	102.2%	105.6%
部門比	5.3%	1.9%	9.1%	7.8%	11.3%	9.6%	8.1%
合計	13,178	9,341	7,943	16,280	15,286	78,389	27,930
基準年比	117.6%	103.9%	96.0%	106.3%	97.9%	101.8%	112.2%

※各県の環境白書及び地球温暖化対策地方公共団体実行計画等の公表資料を参照しています。

※県ごとに公表年度及び推計方法が異なります。また、合計は四捨五入により一致しない場合があります。

※基準年については、石川県については2001年、他の県については1990年を適用しています。

※岐阜県の排出量については、速報値となります。

※上記表中で温室効果ガスとしてカウントしているガスは以下のとおりです。

富山県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス

石川県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素

福井県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素

長野県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス

岐阜県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素

愛知県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス

三重県:エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素

2 廃棄物・リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の総排出量（平成 21 年度）は、人口規模の大きい愛知県が 2,669 千 t と最も多く、次いで岐阜県が 736 千 t、長野県が 699 千 t、三重県が 680 千 t、石川県が 431 千 t、富山県が 389 千 t、福井県が 290 千 t となっています。また、1 人 1 日当たり排出量（平成 21 年度）では、石川県が 1,013 g/人・日、次いで愛知県が 1,010 g/人・日、三重県が 1,000 g/人・日と全国平均（994 g/人・日）を上回っていますが、その他の県は長野県 881 g/人・日、福井県 978 g/人・日、富山県 969 g/人・日、岐阜県 991 g/人・日と全国平均を下回っています。これを前年度と比較すると、全国平均では 3.8%減となっている中で、石川県が 7.8%減、次いで愛知県が 4.5%減、三重県が 4.1%減、富山県が 4.0%減、長野県が 2.9%減、岐阜県が 2.2%減、福井県が 1.2%減といずれも減少しています。

一般廃棄物の最終処分量（平成 21 年度）については、平成 16 年と比較した減少率を見ると、いずれも減少していますが、三重県（46.7%減）、福井県（44.4%減）を除く 5 県では全国平均（37.3%減）を下回っています。一般廃棄物最終処分場の 1 人当たり残余容量（平成 21 年度）は、愛知県が特に低く 0.4m³/人となっており、長野県で 0.6m³/人で、富山県、福井県で 0.7m³/人と、全国平均（0.91m³/人）以下となっています。

一般廃棄物のリサイクル率（平成 21 年度）は、三重県が 30.1%と高くなっています。次いで長野県が 24.7%、岐阜県が 22.9%、愛知県が 23.5%と全国平均（20.5%）を上回っています。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量（平成 20 年度）は、一般廃棄物と同様に愛知県が 21,680 千 t と最も多く、三重県が 9,663 千 t、富山県が 5,339 千 t、岐阜県が 4,923 千 t と続いています。平成 20 年度と平成 15 年度を比較した増減率では、三重県で 28.1%増加しているのを筆頭に、愛知県で 19.7%、富山県で 6.5%増加するなど、全国平均（1.9%減）に比べて増加している県があります。

平成 21 年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄事案は、長野県で 1 件 9,220 t、愛知県で 5 件 540 t、三重県で 5 件 393 t、福井県で 8 件 357 t、石川県で 4 件 88 t でした。平成 21 年度末時点の不法投棄の残存量は、三重県で 1,865 千 t と多くなっています。次いで福井県 898 千 t、岐阜県 707 千 t、愛知県 474 千 t となっています。

3 大気環境の状況

中部地方における大気汚染状況（平成 22 年度）を見てみると、環境基準が定められている 5 物質の

うち、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）及び一酸化炭素（CO）についてはすべての県において環境基準を達成しています。

一方、二酸化窒素（NO₂）については、一般環境大気測定局（一般局）ではすべての県で環境基準を達成しているものの、自動車排出ガス測定局（自排局）では環境基準達成率が三重県で85.7%、愛知県で96%となっています（他の県では、環境基準をすべて達成）。自動車交通の集中している名古屋都市圏及び四日市地域において、大気環境への負荷軽減が進んでいない状況にあります。

光化学オキシダント（O_x）については、中部地方のすべての県において年により濃度に注意が必要となっています。平成22年の光化学オキシダント注意報の発令延日数は、愛知県で1日、三重県で2日でした。

大気環境は、近年全国的にゆるやかな改善傾向がみられますが、引き続き自動車排出ガス総合対策が必要となっています。

4 水環境の状況

中部地方における水質汚濁状況（平成22年度）を見てみると、環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、長野県において砒素が自然由来の温泉排水で2地点、愛知県において1,2-ジクロロエタンが埋立廃棄物からの溶出で1地点、福井県において1,4-ジオキサンが事業場排水で1地点環境基準を超過していました。温泉排水は継続監視、ほかは対策が講じられています。

一方、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）については、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を達成していない河川が、石川県で5水域、長野県で2水域、愛知県で3水域、三重県で4水域ありました。

また、化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない湖沼は、石川県で3水域（木場潟など）、福井県で2水域（北潟湖、三方湖）、長野県で9水域（諏訪湖、野尻湖など）、愛知県で1水域（油ヶ淵）でした。海域のCODの環境基準を達成していない水域は、石川県で3水域、三重県で1水域、伊勢湾内（三河湾を含む）で6水域でした。

全窒素及び全リンの環境基準を達成していない湖沼は、石川県、福井県で3水域、長野県で1水域でした。また、海域では伊勢湾内（三河湾を含む）の1水域及び三重県の1水域で環境基準が未達成でした。

湖沼及び閉鎖性海域は汚濁負荷量は削減されてきているものの、環境基準が達成されていない地点がみられる状況にあり、引き続き総合的な水質保全対策が必要です。

5 自然環境の状況

中部地方には、温暖な太平洋沿岸部から冷涼で地形も急峻な高山に至るまでの様々な環境が分布しており、それに応じての様々な植生が見られます。

沿岸部から標高600m程度までの間は概ね常緑広葉樹林帯に属し、本来は主にシイ・カン類から成る森林が広がっている地域です。また、標高600~1,600m程度の間は落葉広葉樹林帯であり、本来はブナを主体とする森林が広く分布します。しかし、これらの地域では、長年にわたる薪炭材の採取や、

近年の植林などの影響により本来の植生の多くは失われており、里地・里山と呼ばれる落葉広葉樹林の代償植生や、スギ・ヒノキ・カラマツなどの植林地が広く分布しています。

一方、主に日本海側の白山などを中心とする地域には、ブナなどを主体とする自然植生が残存しています。また、冬季の日本海側は季節風の影響により多雪な環境となっており、雪の少ない太平洋側とは同じブナ林であっても種構成等が異なっています。

標高 1,600m を越えると亜高山帯針葉樹林が広く分布しますが、白山などの多雪環境では、積雪に弱い針葉樹林に代わって草本から成る高山植生に類似した植生が成立し、地域の特徴的な景観を形成しています。また、概ね標高 2,400m 以上の、特に尾根筋を中心に、低温、強風及び土壌の発達の乏しい条件下でも成立しうる高山性の草本群落が成立しています。

このほか、低地から高山に至る様々な場所で、湿性の草本群落、いわゆる湿原が点在しており、地域の特徴的な植生となっている箇所も多くなっています。特に、愛知県、岐阜県、三重県の丘陵、台地下の低湿地及びその周辺には、東海丘陵要素と呼ばれる、地域に独特の種群が存在しています。

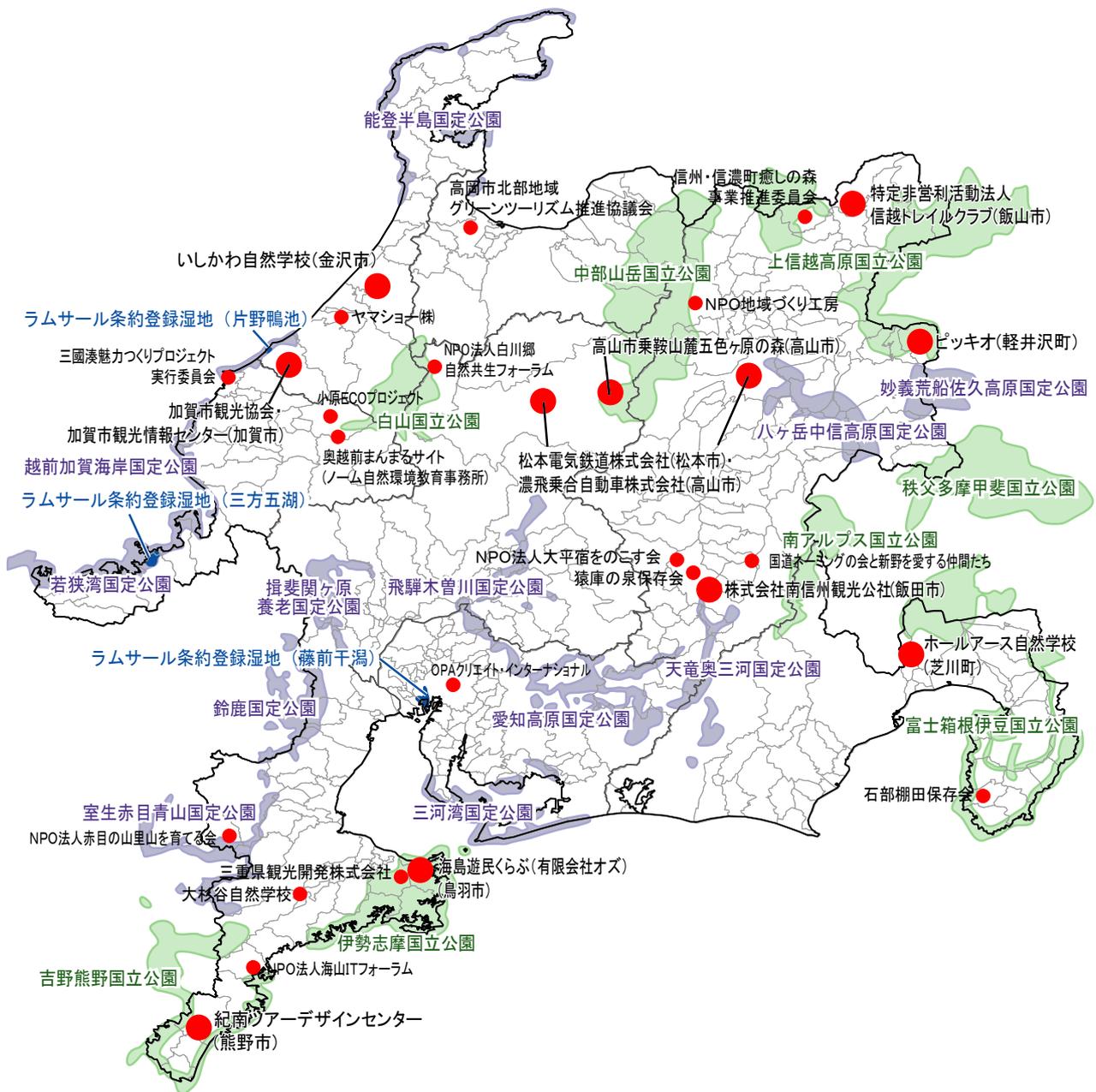
第 5 回自然環境保全基礎調査によれば、県土に占める自然植生（植生自然度 9・10）の割合は、富山県で 30.0%、長野県で 18.6%、岐阜県で 14.8% となっており、中部地方は本州の中では比較的自然植生が多く残っています。特に富山県は、県土に占める自然植生の割合が全国 3 位（1 位北海道、2 位沖縄）となっています。また、岐阜、富山、石川、福井、長野の各県では里山（植生自然度 7・8）の割合も全国平均と比べて高くなっています。

県土に占める自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の割合（平成 24 年 4 月 1 日現在）は、三重県 34.9%、富山県 29.6%、長野県 20.5%、岐阜県 18.4%、愛知県 17.2%、福井県 14.8%、石川県 12.6% と、全国的平均（14.4%）と比べて高い水準となっています。国立公園の年間利用者数（平成 22 年）は、全国の国立公園の中でも 2 番目に広大な面積を有する上信越高原国立公園が 2,588 万人、リアス式海岸及び周辺の丘陵地から成る伊勢志摩国立公園が 820 万人、山岳登山等で親しまれている中部山岳国立公園が 917 万人、日本三名山として古くから山岳信仰の対象となっている白山国立公園が 106 万人となっています。

図 自然公園等分布図

凡例

- 国立公園
- 国定公園
- ラムサール条約登録湿地 (3箇所)
- ★ エコツーリズム大賞 (H17~H23年度)
- ▲ エコツーリズム大賞優秀賞 (H17~H23年度)
- エコツーリズム大賞特別賞 (H17~H23年度)
- エコツーリズム大賞候補 (H17~H18年度)
- 黄色は23年度



6. MAPで見る中部地方の環境

- (1) ・ 循環型社会地域支援事業(※) (旧エコ・コミ) 採択事業 北
・ 中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討業務・モデル・サポート事



循環型社会地域支援事業(旧エコ・コミ)採択事業				
番号	事業名	事業主体	事業概要	採択年度
1	都会と中山間地を生産物と廃棄物で対流・共生を図る市民事業	NPO地域作り工房(長野県大町市)	廃食油をバイオ軽油に精製、市内運送会社等で使用。「菜の花オーナー」を募り、菜種油の普及、事業化を目指す。	17
2	食品工業残渣を活用した家畜飼料給与実証事業	(社)長野県農協地域開発機構(長野県長野市)	食品残渣を活用した飼料づくりの事業化に向けて、基礎データの収集を図る。	19
3	薪を利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業	能登半島おらっちゃんの里山里海(石川県珠洲市)	里山管理によって生じる間伐材を薪ストーブの燃料として利用。排出される灰・煤を水産物加工、農業等に利用。	20
4	食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業	おかえりやさいプロジェクト(愛知県名古屋市)	食品循環資源を堆肥化し、その堆肥を利用して野菜を生産する。生産された野菜を「おかえりやさい」として認定。	20
5	「なごりユースステーション」実証事業	名古屋大学大学院環境学研究所竹内研究室(愛知県名古屋市)	身近な日用品でリユース可能なものを回収し、地域住民に提供する。リユースの促進、市内のごみの減量化を図る。	20
6	大学、職人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでらR」プロジェクト	かんでらmonzen亭(愛知県名古屋市)	古着や古布を再利用し、地元の大学の服飾デザイン系の学生や地場産業の職人と連携して、付加価値の高いカバン等を製作・販売する。	21
7	竹鶏物語～3Rプロジェクト～	四日市大学エネルギー環境教育研究会(三重県四日市市)	大学と行政と民間企業や事業者と市民を食品残さのリサイクルで地域の中でつなぐ。竹粉・ぬか等の食品廃棄物に分解酵素を添加した飼料で養鶏等を行う。	21
8	身近なところでのリサイクルと若者などの就労支援	特定非営利活動法人仕事工房ポポロ(岐阜県岐阜市)	食品廃棄物の資源化、アルミ付紙パックの回収事業を実施し、地域の交流を深めるとともに、就労支援が必要な若者等の自立にも貢献する。	22

中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討業務・モデル・サポート事業地域		
番号	事業名	事業計画の概要
a	岐阜東南地域(モデル事業)	岐阜県可児市、多治見市、各務原市内にある食品スーパー及びコンビニエンスストアの各店舗の食品残さを、名古屋市内の飼料化事業者を持ち込み、乾燥飼料を製造する。乾燥飼料は、配合飼料に混合させ愛知県内の養豚農家に豚に給餌する。生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパー等が買い取り、精肉のほか、豚肉加工品として販売する。
b	鳥羽地域(モデル事業)	三重県鳥羽市内にある二つの旅館から排出される食品残さを、その一つである戸田家に持ち込み、飼料化及びたい肥化の処理を行う。飼料化したものは、養殖魚の餌にし、漁業関係者で使用し、たい肥化したものは、地元農家で使用する。それぞれ生産された農水産物は二つの旅館で宿泊客の料理として提供する。
c	東三河地域(サポート事業)	豊橋市、豊川市内にある食品スーパー及び外食店の各店舗から排出される食品残さを、豊川市内の飼料化事業者と田原市内のたい肥化事業者を持ち込み、飼料及びたい肥を製造する。飼料は、養豚農家に供給し、生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパーが買い取り、精肉のほか、豚肉加工品として販売する。また、たい肥は、地元農家に供給し、食品スーパーや外食店のニーズに合わせた野菜を生産し、食品スーパー等に供給する。
d	三重畿央地域(サポート事業)	松阪市、四日市市内にある食品スーパーの各店舗から排出される食品残さを、伊賀市内の飼料化事業者を持ち込み、飼料を製造する。飼料は、養豚農家の豚に給餌する。排出者である食品スーパーは生産された豚肉の一部を買い取り販売する。

6. MAPで見る中部地方の環境

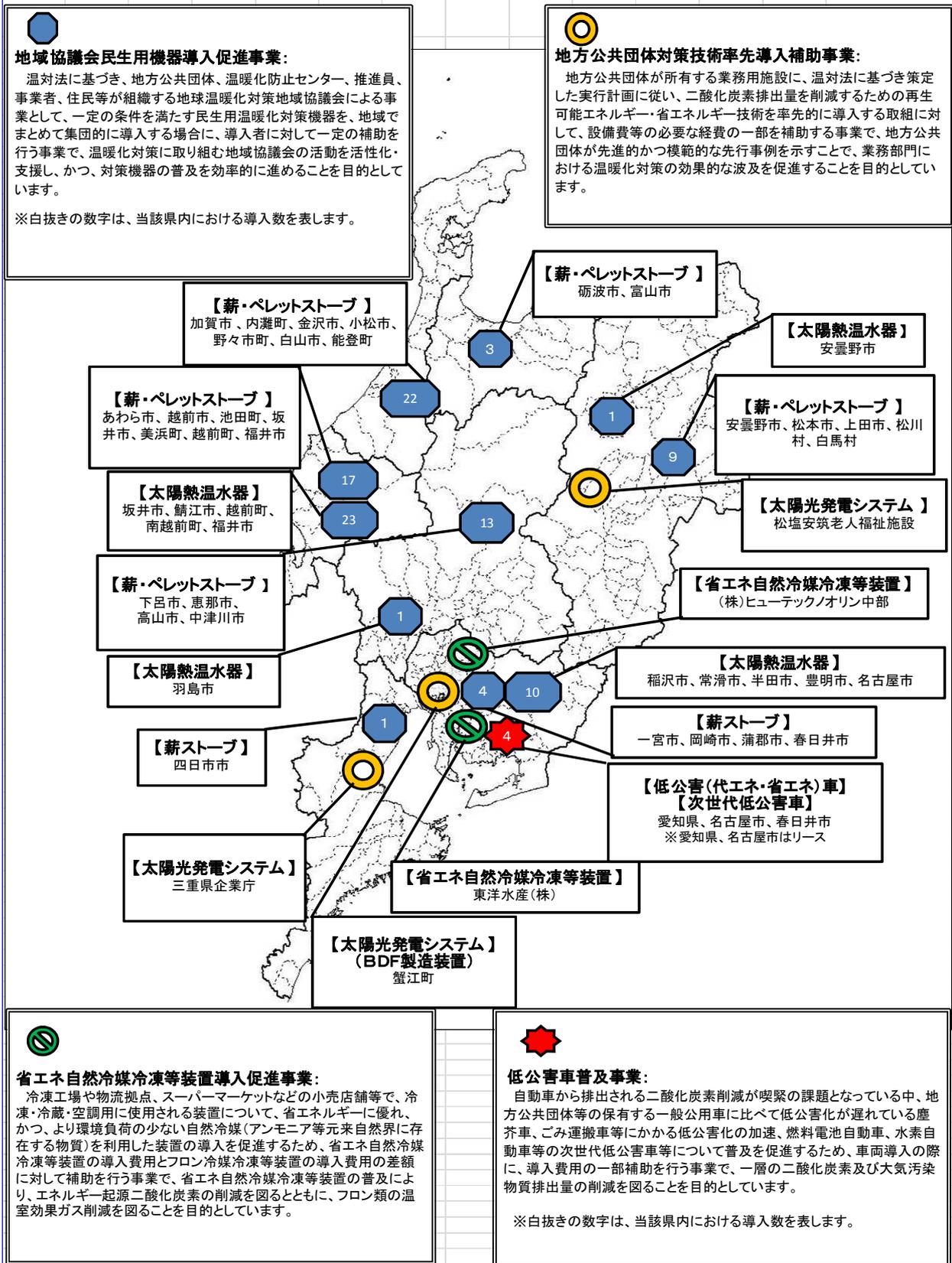
(2) 大規模不法投棄事案（平成24年4月1日現在）



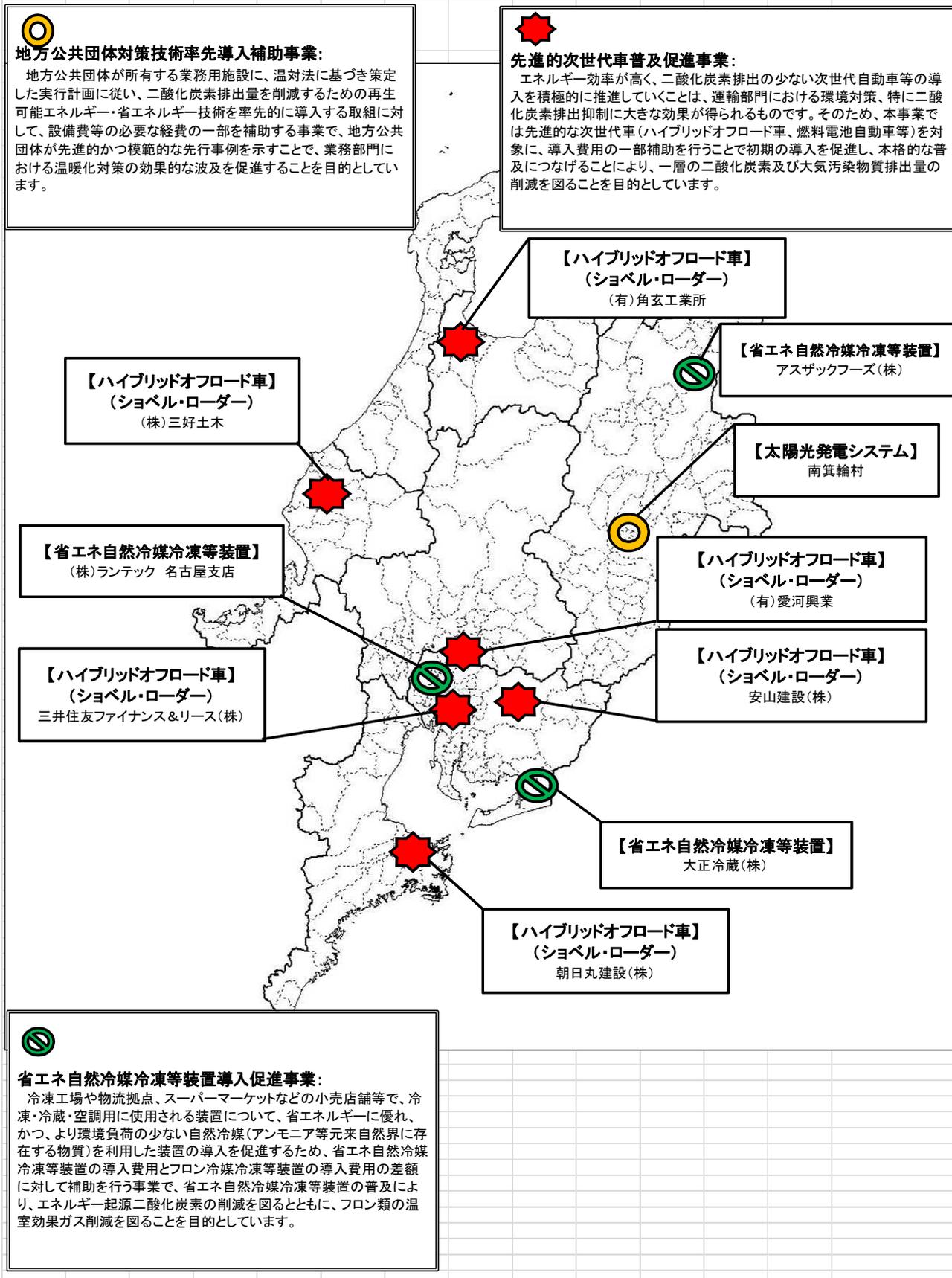
主な大規模不法投棄事案			
番号	事案名	概要	現在の状況
1	福井県敦賀市事案	無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量を大幅に超える119万立方メートル(許可容量の12倍)の不適正処分を行った事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度までの支障除去事業中。
2	岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案	収集運搬・中間処理業者が事務所隣接地に廃プラスチック、建設廃材等、約75.3万立方メートルを不法投棄した事案。	行為者等による一部撤去中。また、産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度までの支障除去事業中。
3	三重県桑名市事案	安定型処分場に本来埋め立て出来ない汚泥・燃えがら・廃油等3万立方メートルを埋め立てたため、地下水汚染が生じた事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H17～19年度まで支障除去事業を実施。ジオキサンが環境基準に追加H23～24年度まで支障除去事業を実施中。
4	四日市市大矢知・平津事案	安定型処分場に届出容量132万立方メートルを大幅に超過する約290万立方メートルの廃棄物を埋め立てた事案。この超過量は全国最大規模。	地元・学識経験者・行政による三者協議開催し、リスクコミュニケーションを実施。「対策工法骨子案」を地元と合意し、支障除去事業実施に向けて検討中。
5	四日市市内山町地内不適正処理事案	安定型最終処分場等に許可容量、許可外及び許可区域を超えた埋立てが行われたことにより、高濃度の硫化水素やメタンガスが発生した事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度中の支障除去事業中。

6 MAPで見る中部地方の環境

(3) 中部地方環境事務所管内における補助事業実施状況(平成21年度地方環境事務所執行分)

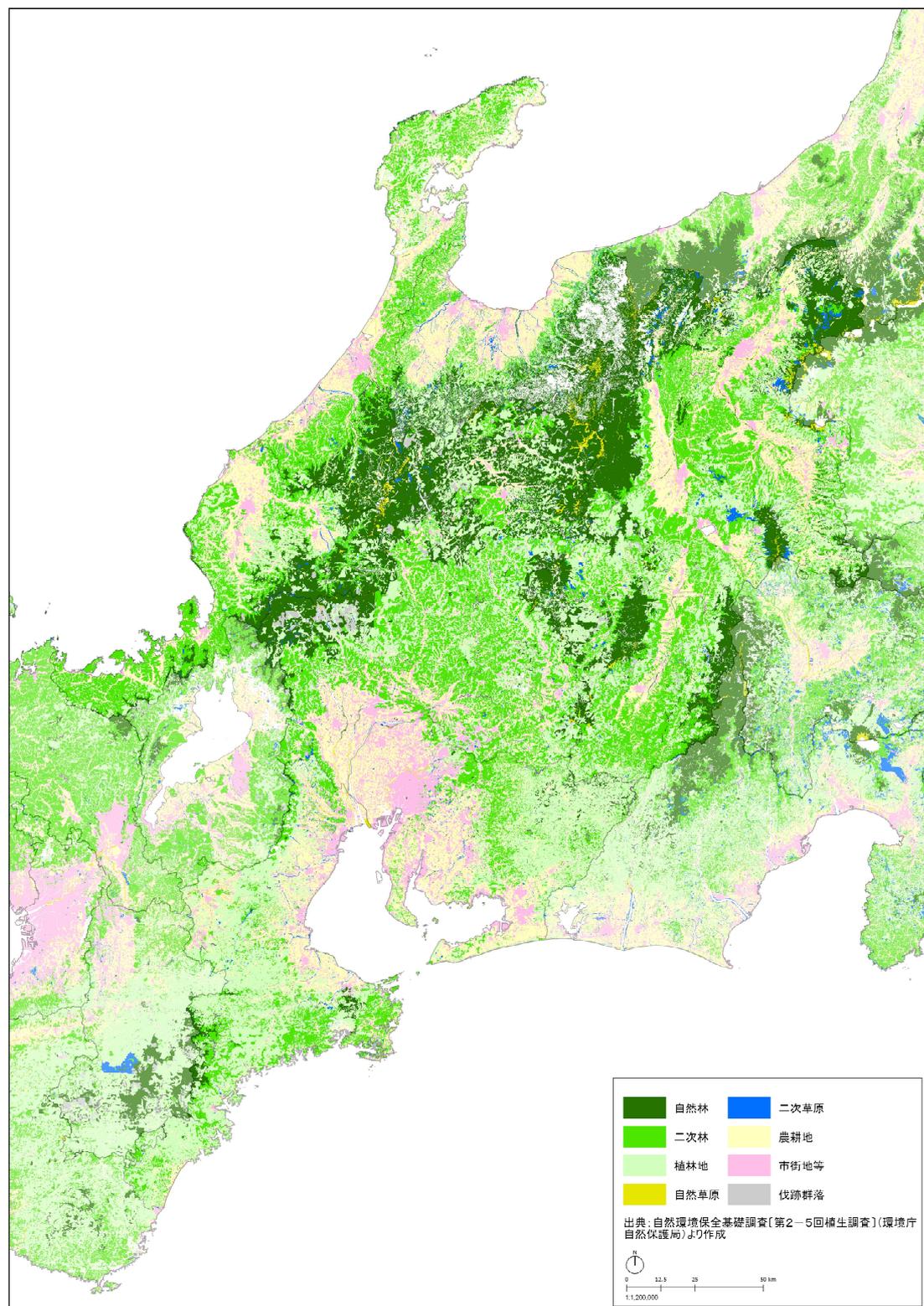


(5) 中部地方環境事務所管内における補助事業実施状況(平成23年度地方環境事務所執行分)



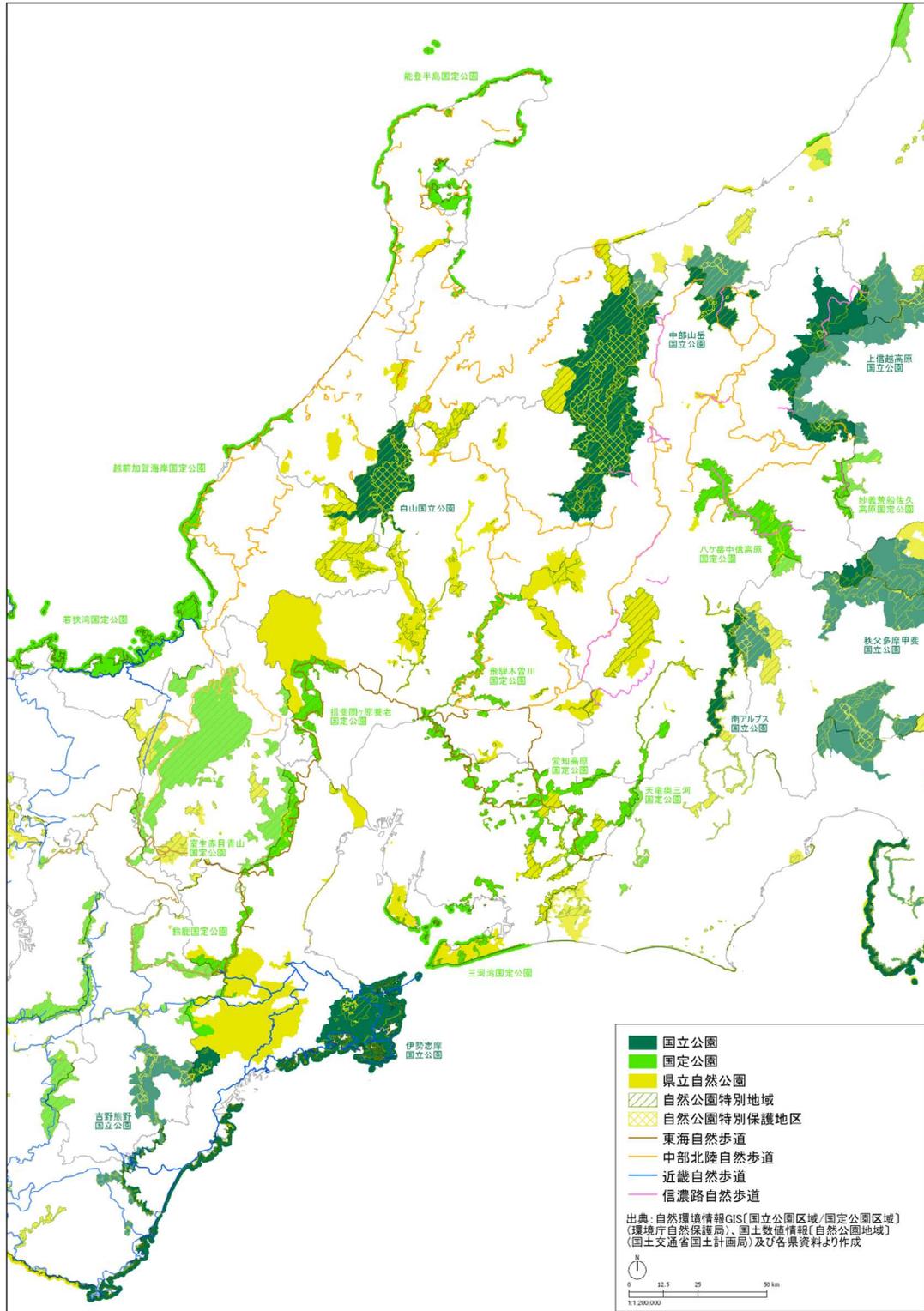
6 MAPで見る中部地方の環境

(6) 自然環境特性区分図



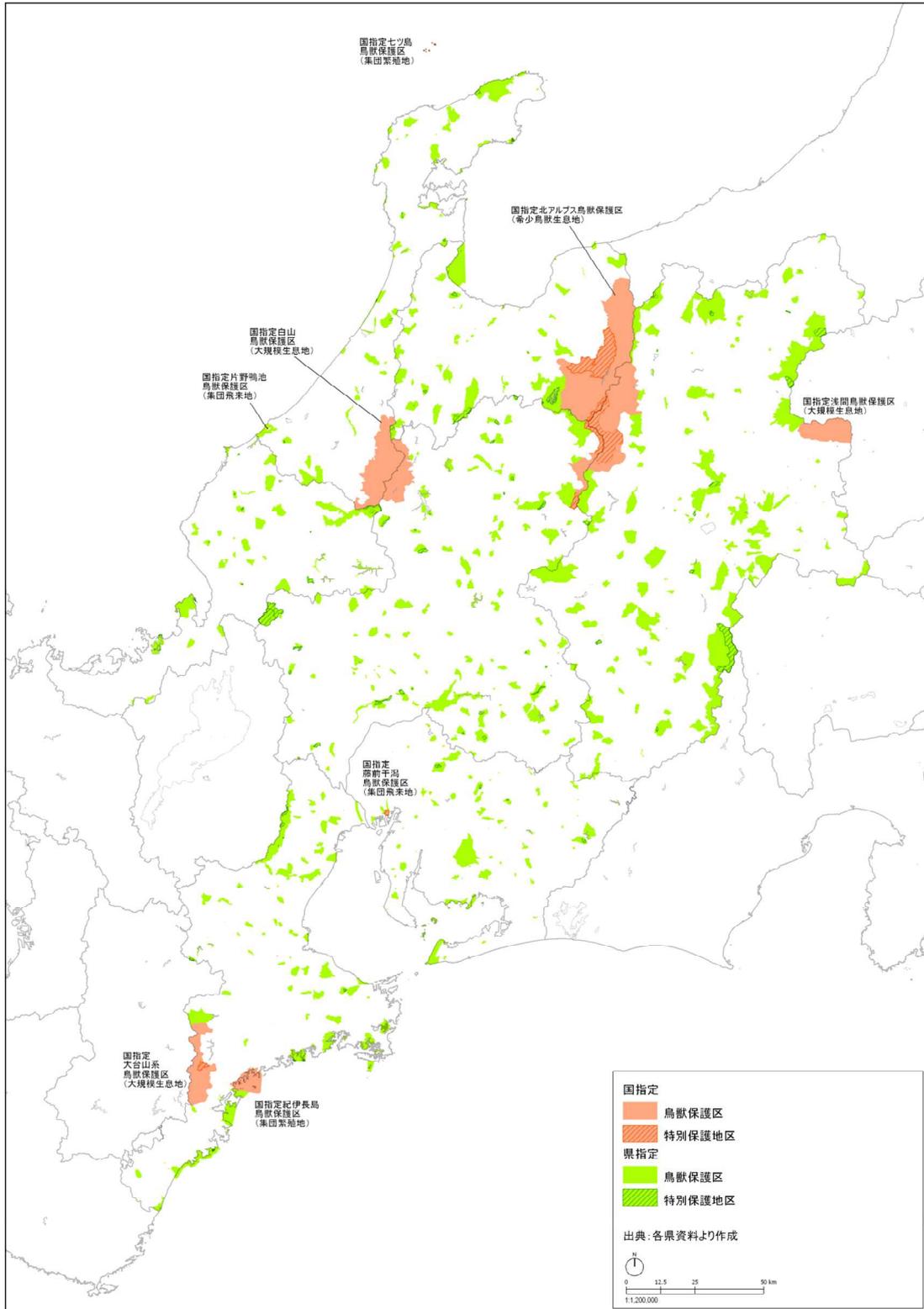
6 MAPで見る中部地方の環境

(7) 自然公園及び自然歩道の分布図



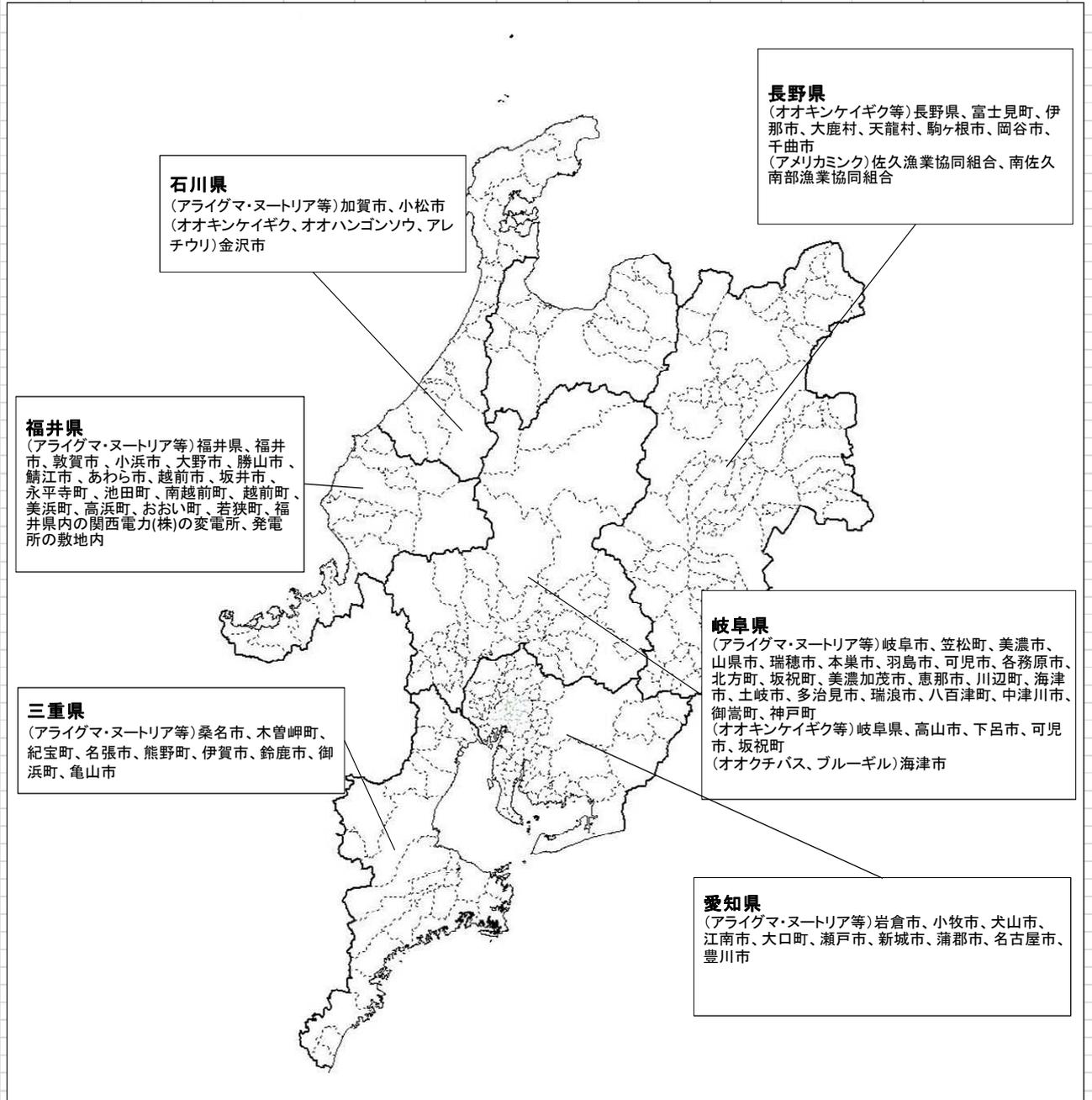
6 MAPで見る中部地方の環境

(8) 鳥獣保護区の指定状況



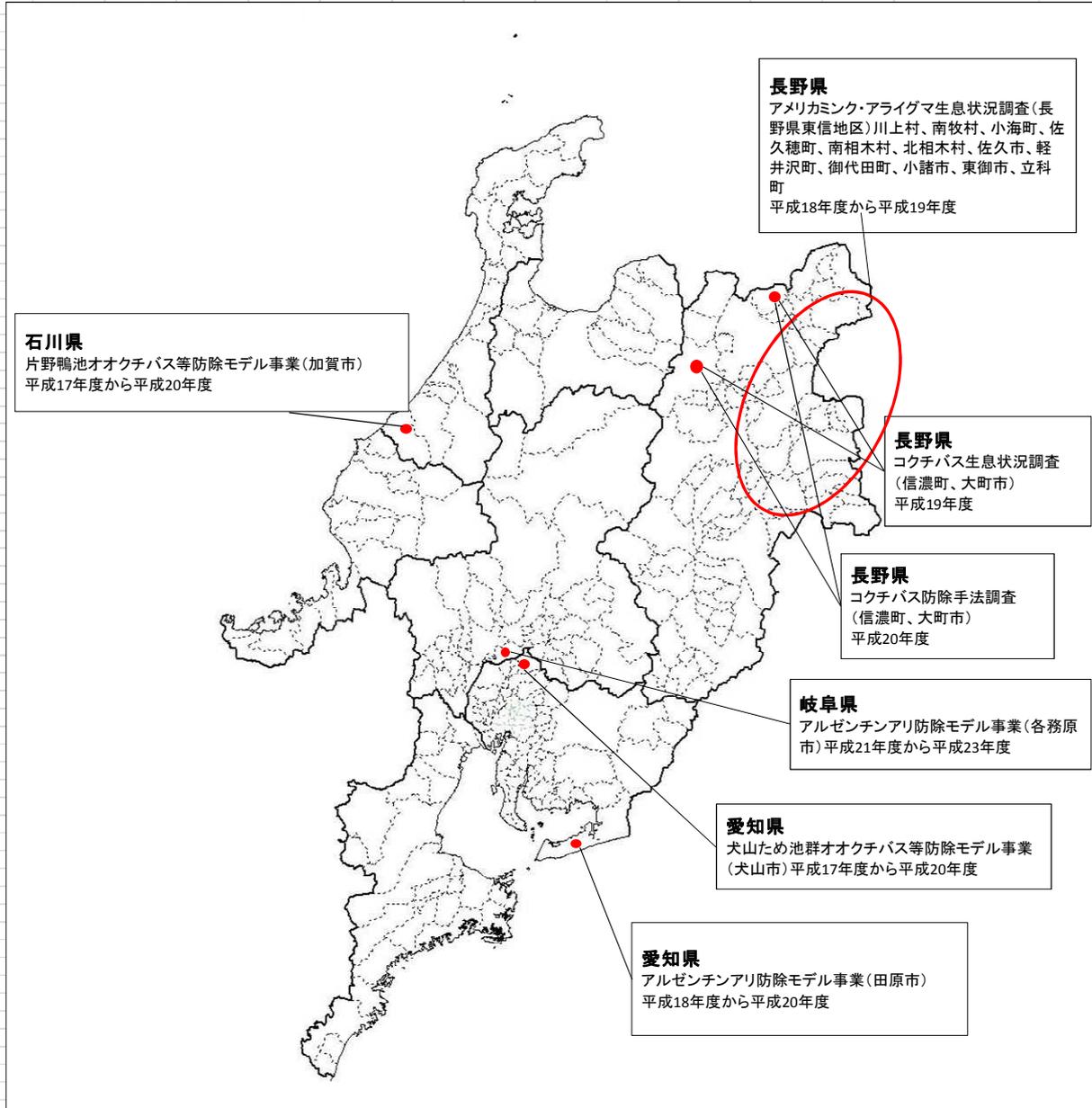
6 MAPで見る中部地方の環境

(9) 特定外来生物の「防除の確認・認定」取得地域



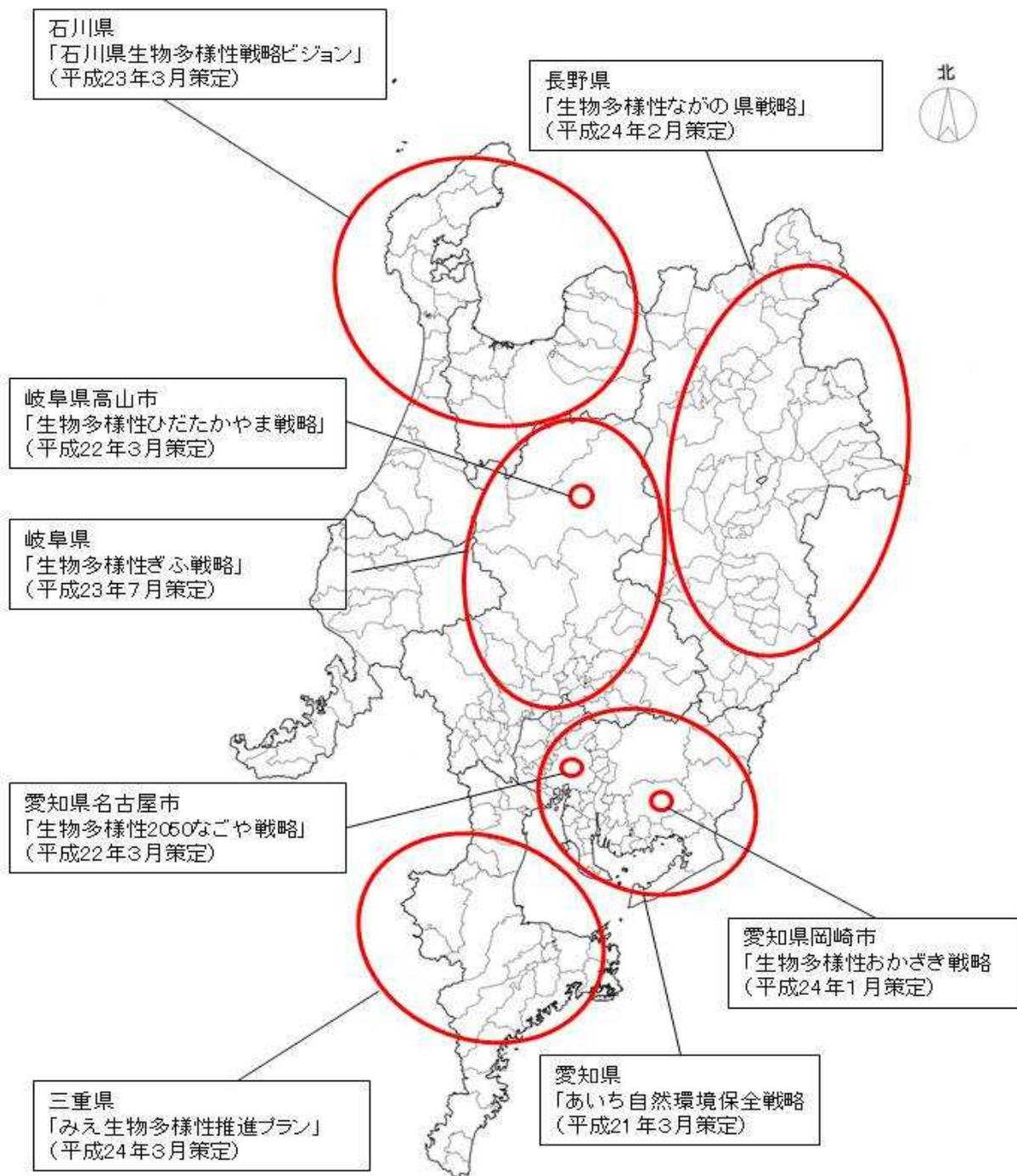
6 MAPで見る中部地方の環境

(10) 特定外来生物防除モデル事業の実施状況



6 MAPで見る中部地方の環境

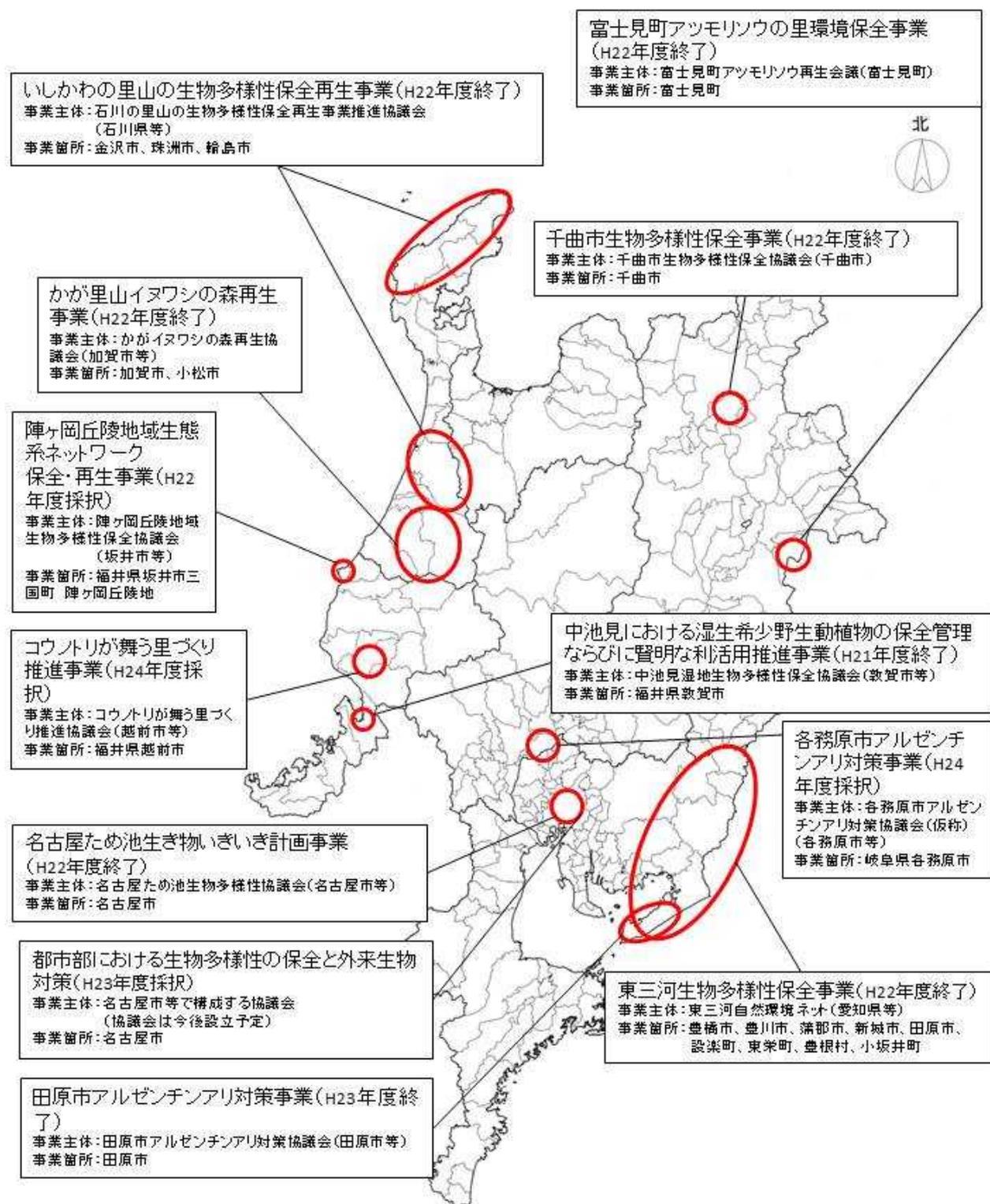
(11) 生物多様性地域戦略の策定状況 (平成24年4月現在)



※「生物多様性地域戦略」とは、生物多様性基本法第13条に基づき、都道府県及び市町村が区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるよう努めなければならないものとされている。

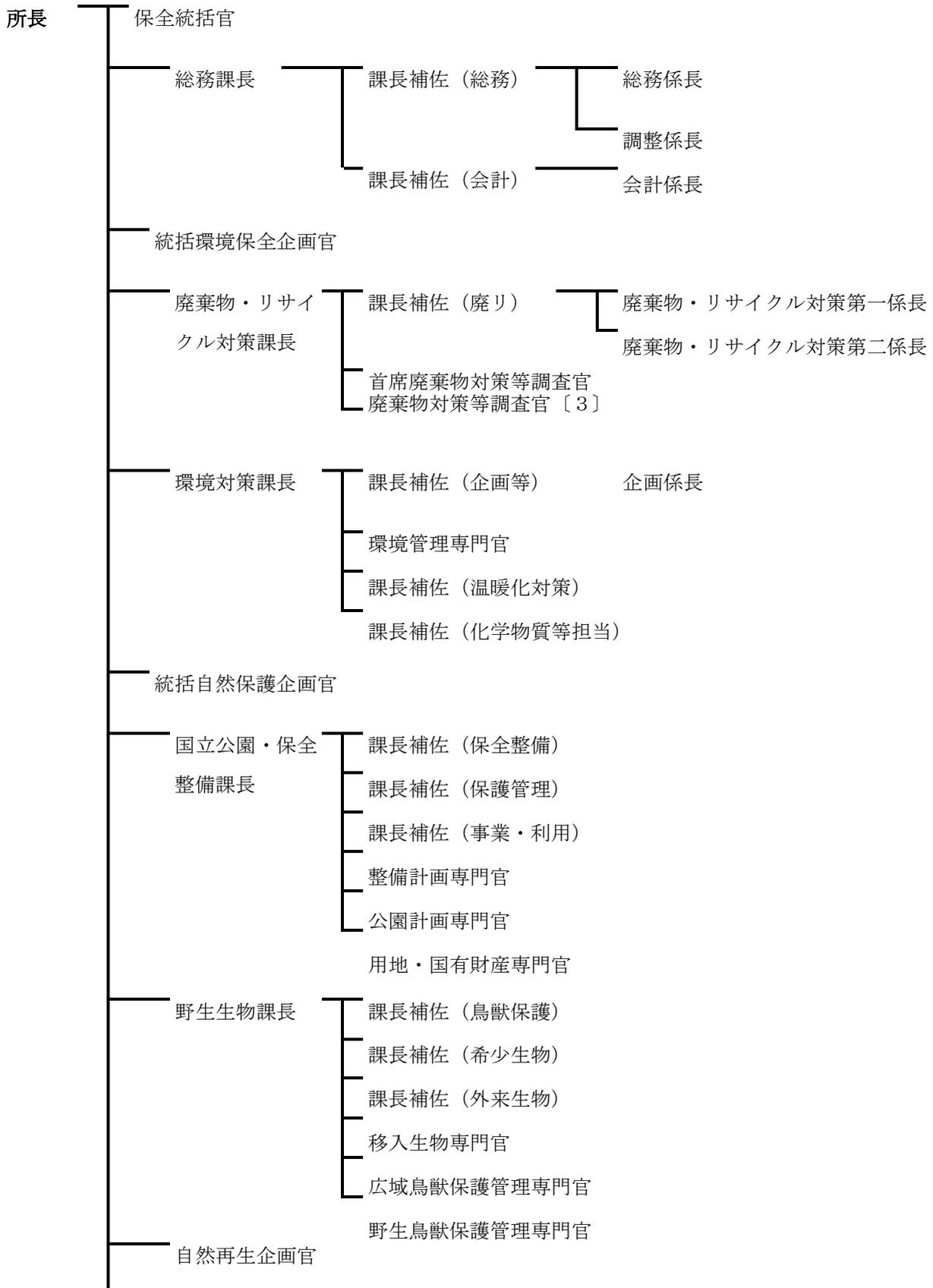
6 MAPで見る中部地方の環境

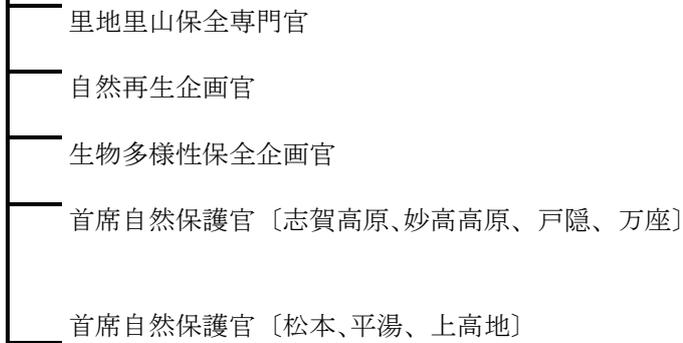
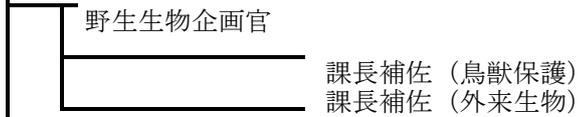
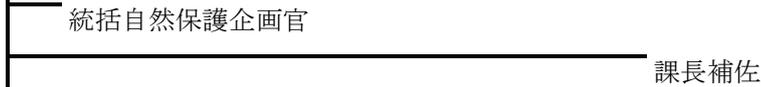
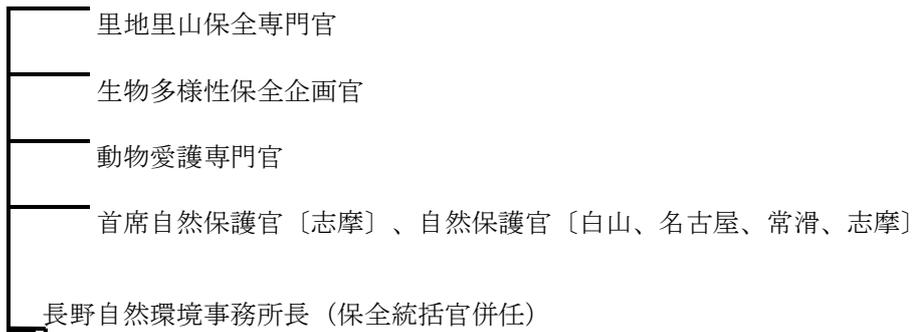
(12) 生物多様性保全推進支援事業実施箇所



II 組織図・事務所等一覧

(1) 組織図 (平成 24 年 4 月 1 日現在 : 定員)





※長野自然環境事務所統括自然保護官併任
 ※松本自然環境事務所長併任

(2) 事務所等一覧	
中部地方環境事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 T E L 052-955-2130 F A X 052-951-8889
白山自然保護官事務所	〒920-2501 石川県白山市白峰ホ-25-1 T E L 076-259-2902 F A X 076-259-2085
名古屋自然保護官事務所	〒455-0845 名古屋市長野区野跡4-11-2 稲永ビルヂャターセンター内 T E L 052-389-2877 F A X 052-389-2878
志摩自然保護官事務所	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3098-26 T E L 0599-43-2210 F A X 0599-43-2373
長野自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 T E L 026-231-6570 F A X 026-235-1226
志賀高原自然保護官事務所	〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148 T E L 0269-34-2104 F A X 0269-34-3828
妙高高原自然保護官事務所	〒949-2112 新潟県妙高市大字関川2279-2 T E L 0255-86-2441 F A X 0255-86-2464
戸隠自然保護官事務所	〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡9794-128 T E L 026-254-3060 F A X 026-254-3089
万座自然保護官事務所	〒377-1524 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原710 嬭恋観光協会2階 T E L 0279-97-2083 F A X 0279-97-4302
松本自然環境事務所	〒390-1501 長野県松本市安曇124-7 T E L 0263-94-2024 F A X 0263-94-2651
立山自然保護官事務所	〒930-0229 富山県中新川郡立山町前沢新町282 T E L 0764-62-2301 F A X 0764-63-5472
上高地自然保護官事務所 ※冬季連絡先	〒390-1516 長野県松本市安曇4468 T E L 0263-95-2032 F A X 0263-95-2172
松本自然環境事務所	
平湯自然保護官事務所	〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12 T E L 0578-9-2353 F A X 0578-9-3638
【関連機関】	
中部環境パートナーシップオフィス (EPO中部)	〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル4階 T E L 052-218-8605 F A X 052-218-8606

Ⅲ 中部地方環境事務所 主要年表

	月	日	
平成 17年 (2005 年)	3	8	藤前干潟協議会設立総会
	3	27	稲永ビジターセンター、藤前活動センター開館記念式典
	6	14	中部環境展(～16日、名古屋市)
	8	20	ごみゼロ推進北越地区大会(～21日、石川県金沢市)
	8	21	ごみゼロ推進中部地区大会(名古屋市)
	9	1	中部環境パートナーシップオフィス(EPO中部)開設
	10	1	中部地方環境事務所(名古屋市中区錦)・長野自然環境事務所(長野市旭町)設置
	11	19	藤前干潟ふれあいデー(～20日)
	12	13	第1回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	12	13	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会
12	14	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
平成 18年 (2006 年)	2	2	平成17年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	2	10	外来生物法説明会(長野県長野市)
	2	13	外来生物法説明会(長野県塩尻市)
	2	15	第2回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	2	20	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	21	長野県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)
	3	10	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)
	3	16	三重県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	3	17	石川県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	3	20	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	3	29	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3		藤前干潟鳥獣保護区マスタープラン策定
	4	27	第3回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	4	29	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年イベント(新宿御苑)
	5	18	第4回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	6	6	中部エコライフフェア(～8日、名古屋市)
	7	3	上高地実務研修(～7日、上高地)
	7	4	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年写真展(新宿御苑アートギャラリー)
	8	1	伊勢志摩国立公園公園計画点検告示
	8	8	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(長野県安曇野市)
8	9	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(富山県高岡市)	
8	22	第5回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
8	23	環境教育リーダー研修(～25日、三重県鈴鹿市)	

	8	23	セイヨウオオマルハナバチの取扱いに関する説明会(岐阜県岐阜市)
	9	6	平成 18 年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(～7日、所内)
	9	29	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
	10	20	3R推進中部地方大会(～21日、愛知県名古屋市)
	10	24	岐阜県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(岐阜県岐阜市)
	10	25	環境カウンセラー研修(名古屋国際会議場)
	10	25	富山県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(富山県富山市)
	10	31	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第1回)(三重県志摩市)
	11	8	第48回自然公園大会(伊勢志摩国立公園)(～9日)
	11	11	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年シンポジウム(長野県長野市)
	11	18	藤前干潟ふれあいデー(～19日)
	11	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第2回)(三重県鳥羽市)
	11	27	第6回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	12	15	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会
	12	18	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)
平成 19年 (2007 年)	1	28	環白山保護利用管理協会設立総会(石川県金沢市)
	2	17	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「伊勢志摩の未来づくりに向けて」
	2	21	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	23	外来生物シンポジウム(名古屋市)
	3	4	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「エコツーリズムで地域が変わる」
	3	15	鳥羽市エコツーリズムシンポジウム
	3	20	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3	20	第7回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第3回)(三重県鳥羽市)
	3	27	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	4	26	平成19年度中部地域環境問題懇談会(所内)
	6	16	中部エコライフフェア(～17日、名古屋市)
	6	29	第8回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	7	9	上高地実務研修(～13日、上高地)
	7	13	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	7	24	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	7	25	災害等廃棄物処理事業費補助金説明会(福井県福井市)
	8	24	信州環境フェア出展(長野県長野市)
	8	27	環境教育リーダー研修(～29日、長野県塩尻市)
	9	12	平成19年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(～13日、所内)
9	13	第1回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)	
9	26	上高地自動車利用適正化連絡協議会臨時総会	

	10	5	黒部樺平 VC ワークショップ(富山県黒部市)	
	10	20	3R推進中部地方大会 in 富山(～21日、富山県富山市)	
	10	25	21世紀環境立国戦略セミナー(名古屋市)	
	11	6	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
	11	6	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(所内)	
	11	7	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(福井県福井市)	
	11	15	第9回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
	11	17	藤前干潟ふれあいデー(～18日)	
	11	26	北勢地域ESTフォーラム(三重県四日市市)	
	12	12	国指定片野鴨池鳥獣保護区の保護に関する指針の変更	
平成 20年 (2008 年)	1	29	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会	
	1	31	上信越高原国立公園第1回管理計画検討会(長野県上田市)	
	2	15	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)	
	2	16	CO2削減セミナー・北陸 ～家庭から始める地球温暖化ストップ～(富山県富山市)	
	2	18	上信越高原国立公園(浅間地域)連絡会議(長野県小諸市)	
	2	21	上信越高原国立公園(菅平地域)連絡会議(長野県上田市)	
	2	22	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)	
	2	25	上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万地域)連絡会議(群馬県嬬恋村)	
	2	27	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会	
	3	10	中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル懇談会(所内)	
	3	10	第10回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
	3	10	第2回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)	
	3	17	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)	
	3	19	上信越高原国立公園第2回管理計画検討会(長野県上田市)	
	3	29	講演会&東海3県活動報告～知ろう・わかってよう・始めよう!地球温暖化防止～(三重県津市)	
	平成 20年 (2008 年)	5	27	EPO中部運営協議会(所内)
		5	28	中部山岳国立公園南部地域管理計画南部地域地元意見交換会(岐阜県高山市)
5		29	中部山岳国立公園南部地域管理計画上高地地域地元意見交換会(長野県松本市)	
5		30	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県出発式」及びスカイパトロール(三重県津市ほか)	
5		30	中部山岳国立公園南部地域管理計画乗鞍地域地元意見交換会(長野県松本市)	
6		2	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(愛知県津島市)	
6		14	ちゅうぶエコライフフェア(～15日、名古屋市)	
6		23	上高地実務研修(～27日、上高地)	
7		16	第3回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)	
7		17	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)	
7	29	エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会(長野県長野市)		
7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)		
8	20	環境教育リーダー研修(～22日、岐阜県高山市)		

	8	23	いしかわ環境フェア出展(～24日、石川県金沢市)
	9	7	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	10	平成20年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	9	12	第11回フェロシルトに関する関係府縣市連絡会議(所内)
	9	27	3R推進長野大会(長野県長野市)
	10	2	第1回北陸圏広域地方計画協議会(石川県金沢市)
	10	3	第1回中部圏広域地方計画協議会(名古屋市)
	10	21	3Rについて語ろう in 三重(三重県津市)
	10	23	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)
	10	25	とやま環境フェア出展(～26日、富山県高岡市)
	10	31	白山鳥獣保護区計画更新
	11	5	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	11	6	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	11	7	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	11	10	愛知県警ヘリコプターによる合同スカイパトロール(愛知県豊田市)
	11	15	藤前干潟ふれあいデー(～16日)
	11	26	第16回東海地域関係省庁懇話会(稲永ビジターセンター)
	12	9	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)
	12	22	EPO中部運営協議会(所内)
平成 21年 (2009 年)	1	24	シンポジウム&中部4県活動報告会ー地球温暖化防止 ひろがれ!つながれ!ちいきの環(岐阜県岐阜市)
	1	26	第1回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	1	30	エコアクション21認証・登録制度セミナー(名古屋市)
	2	19	名古屋市フライウェイパートナーシップ証書交付(名古屋市)
	2	25	「エコツーリズム推進法」中部ブロック説明会～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～(三重県鳥羽市)
	3	1	中部地方環境事務所庁舎移転(名古屋市中区三の丸へ)
	3	2	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	3	4	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山市)
	3	6	高病原性鳥インフルエンザ実地研修開催(名古屋市)
	3	11	第4回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	11	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に関する一般説明会(名古屋市)
	3	12	加賀市フライウェイパートナーシップ証書交付(石川県加賀市)
	3	12	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	13	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	16	第2回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	3	23	立山室堂周辺積雪期利用適正化協議会(富山県富山市)
3	24	食品残さのリサイクルから地域循環圏を考えるシンポジウム(名古屋市)	
3	27	第12回フェロシルトに関する関係府縣市連絡会議(所内)	

平成 21年 (2009 年)	3	30	中部地方環境問題有識者懇談会(所内)
	4	1	COP10 推進チーム結成
	5	22	国際生物多様性の日記念イベント出展(～24日 名古屋市)
	5	22	第1回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	5	29	全国不法投棄監視ウィーク美舘見出発式(三重県津市)
	6	1	全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県スカイパトロール(三重県津市)
	6	11	第2回中部圏広域地方計画協議会(名古屋市)
	6	16	平成21年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)
	6	19	地域グリーンニューディール基金説明会(所内)
	6	26	トークイベント「中部地方の地域環境力を創る」(名古屋市)
	6	29	第2回北陸圏広域地方計画協議会(富山県富山市)
	7	28	平成21年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(市内)
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	7	30	EPO中部運営検討・提案会議(所内)
	8	22	いしかわ環境フェア(～23日 石川県金沢市)
	8	25	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
	8	26	環境教育リーダー研修(～28日 愛知県岡崎市)
	8	27	国指定紀伊長島鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会
	9	3	「セミナー生物多様性と民間事業者の参画」(生物多様性民間参画ガイドライン説明会)(名古屋市)
	9	8	石綿健康被害救済制度に関する説明会(名古屋市)
	9	7	第13回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(三重県四日市市)
	9	11	3R推進長野大会(長野県長野市)
	9	20	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	24	生物多様性白書を読むセミナー～里山・里海の利用と保全活動が創る北陸地方の生物多様性～(石川県金沢市)
	10	8	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(岐阜県土岐市)
	10	16	3Rについて語ろう in 福井(福井県福井市)
	10	21	中部地方COP10 関係省庁円卓会議(名古屋市)
10	23	第2回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)	
10	24	とやま環境フェア(～25日 富山県富山市)	
10	29	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
11	6	立山室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)	
11	9	中部地方環境教育担当者会議(所内)	
11	18	生物多様性地域対話「ポスト2010年目標」(名古屋市)	
11	25	エコアクション21説明会(富山県富山市)	
11	27	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県須坂市)	
12	9	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県高山村)	
12	10	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)	

	12	10	愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る関係機関連絡調整会議
	12	21	中核市・特例市地域グリーンニューディール基金説明会(所内)
	12	22	生物多様性対話「生物多様性国家戦略 2010」(名古屋市)
	12	24	白山国立公園管理計画検討会(石川県金沢市)
平成 22年 (2010 年)	1	23	中部エネルギー・温暖化対策推進会議主催 環境シンポジウム&中部4県活動報告会(名古屋市)
	1	23	国際生物多様性年キックオフシンポジウム「つなげる・つながる・つながっていく!」～命の連鎖-私たちの里海・伊勢湾の生物多様性～(三重県鳥羽市)
	1	29	全国地方環境事務所等連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」開始
	2	2	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県須坂市)
	2	3	平成 21 年度中部管内環境担当部長会議(所内)
	2	24	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会(長野県松本市)
	2	24	樺平ビジターセンター整備に係る展示内容等説明会(富山県黒部市)
	2	24	高病原性鳥インフルエンザにかかる研修開催
	3	3	白山国立公園管理計画検討会(石川県金沢市)
	3	5	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県立山町)
	3	6	シンポジウム「伊勢湾 森と海の未来」(名古屋市)
	3	8	EPO中部運営検討・提案会議(所内)
	3	9	エネルギー特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	9	木曾川イタセンパラ保護協議会設立(愛知県一宮市)
	3	10	エネルギー特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	11	第5回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	17	上高地冬期利用に関する意見交換会(長野県松本市)
	3	18	改正自然公園法等説明会(名古屋市)
	3	24	立山室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)
	4	13	木曾川イタセンパラ保護協議会第1回合同パトロール(岐阜県羽島市及び愛知県一宮市)
	4	20	生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第1回)(所内)
	4	22	国際生物多様性の日・COP10 開催半年前記念行事「なるほど生物多様性COP10 まであと半年!」に全国各地環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示(～23日 名古屋市)
	5	25	第1回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	5	26	EPO中部上半期運営検討・提案会議(所内)
	5	30	木曾川イタセンパラ保護協議会勉強会・第2回合同パトロール(岐阜県羽島市及び愛知県一宮市)
5	31	全国不法投棄監視ウィーク三重県出発式&スカイパトロール(三重県津市ほか)	
6	16	平成 22 年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(富山県富山市)	
6	25	生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第2回)(所内)	

	7	2	国際生物多様性年記念講演会『南の島のいきもの保全 ～奄美、屋久島、日本の自然～』(名古屋市)
	7	10	白書を読む会(富山県富山市)
	7	11	COP10/MOP5開催 100 日前記念フォーラム「開催地の声を世界に届けよう！！開催地からのメッセージ～あいち名古屋宣言に向けて」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(名古屋市)
	7	17	白書を読む会(名古屋市)
	7	17	COP10/MOP5開催 100 日前記念イベント「生命流域シンポジウム in 王滝村」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(～18日 長野県王滝村)
	7	28	環境教育リーダー研修(～30日 石川県白山市)
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	8	21	いしかわ環境フェア出展(～22日 石川県金沢市)
	8	22	「生物多様性流域対話」(岐阜県岐阜市)
	8	27	平成 22 年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会(所内)
	9	24	第2回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	9	25	北陸地域環境カウンセラー自主講習(石川県金沢市)
	10	2	3R推進中部地方大会(～3日 岐阜県岐阜市)
	10	5	生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第3回)(所内)
	10	8	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(三重県桑名市)
	10	11	生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)開催(～29日 名古屋市)
	10	13	平成 22 年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(名古屋市)
	10	26	立山室堂地区安全対策連絡協議会(富山県立山町)
	10	30	とやま環境フェア出展(～31日 富山県高岡市)
	11	5	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)
	11	19	「COP10 推進チーム」を「中部生物多様性主流化チーム」に改称
	11	19	国指定藤前干潟鳥獣保護区内における不法投棄ごみの撤去(名古屋市)
	11	23	「国際生物多様性年クロージング・イベント」(～24日 福井県福井市、富山県富山市)
	12	1	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	12	6	第2回中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議(名古屋市)
	12	14	整備基本計画検討調査業務における検討委員会(石川県金沢市)
	12	17	上信越高原国立公園 須坂・高山地域 公園計画再検討終了
	12	17	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 公園計画点検終了
	12	18	「国際生物多様性年クロージング・イベント」(～19日 石川県金沢市)
平成 23 年 (2011 年)	1	7	国連生物多様性の 10 年キックオフ記念勉強会「生物多様性条約COP10、そして・・・」開催(名古屋市) ・講演:堂本暁子氏(前千葉県知事/元 IUCN(国際自然保護連合)副会長)他
	1	20	上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)管理計画書改訂
	1	27	公園管理団体育成事業第1回意見交換会(石川県金沢市)

1	29	中部エネルギー・温暖化対策推進会議 エネルギーシンポジウム(名古屋市)
2	2	第2回整備基本計画検討調査業務における検討委員会(石川県金沢市)
2	5	北陸・中部エコハウスセミナー／見学会(～6日 石川県金沢市、岐阜県高山市)
2	7	第14回フェロシルトに関する関係府縣市連絡会議(三重県四日市市)
2	12	「シンポジウム 里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり～生物多様性条約COP10の成果をふまえて～」開催(三重県津市)
2	20	「豊かな流域を守り育てるために～生物多様性流域対話」(岐阜県岐阜市)
2	22	樺平ビジターセンター再整備等に関する説明会(富山県黒部市)
2	22	平成22年度白山国立公園生態系維持回復事業検討会(石川県金沢市)
2	28	「COP10及びCOP16全国説明会 in 名古屋」(名古屋市)
3	2	EPO中部下半期運営検討・提案会議(所内)
3	3	立山室堂地区安全対策専門委員会(富山県富山市)
3	8	第3回重点整備基本計画検討委員会(石川県金沢市)
3	10	公園管理団体育成事業第2回意見交換会(石川県金沢市)
3	11	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県立山町)
3	11	万座集団施設地区再整備にかかる地元説明会(群馬県嬭恋村)
3	11	第6回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
3	14	上高地冬期利用に関する意見交換会(長野県松本市)
3	17	平成22年度白山国立公園コマクサ対策検討会(石川県金沢市)
3	20	岐阜市セミナー「ふれあい市民活動報告セミナー」(岐阜県岐阜市)
3	21	平成22年度白山国立公園パークボランティア養成研修会(石川県野々市町)
4	18	アルゼンチンアリ(鶺沼東町地区)試験防除説明会(各務原市鶺沼東町ふれあいセンター)
5	1	木曾川イタセンパラ保護協議会第3回合同パトロール(岐阜県羽島市及び愛知県一宮市)
5	27	三の丸庁舎周辺合同クリーンアップ活動(愛知県名古屋市)
5	27	EPO中部上半期運営運営会議(北信越地域)(石川県金沢市)
6	5	アルゼンチンアリ(鶺沼東町地区及び鶺沼山崎町地区)試験防除説明会(各務原市鶺沼東福祉センター)
6	8	EPO中部上半期運営運営会議(東海地域)(所内)
7	6	白書を読む会(長野県長野市)
7	31	木曾川イタセンパラ保護協議会第2回勉強会(岐阜県羽島市)
8	2	第1回紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理検討会
8	20	いしかわ環境フェア出展(～21日 石川県金沢市)
8	23	第4回各務原市アルゼンチンアリ防除検討会(各務原市産業文化センター)
9	4	アルゼンチンアリ(鶺沼南町地区7丁目)試験防除説明会(各務原市鶺沼南町会館)
9	7	第1回梅田川外来植物対策連絡会議(豊橋市東三河総合庁舎)
9	18	3R推進中部地方大会(11月15日 愛知県名古屋市)
10	6	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(愛知県津島市)
10	12	豊橋市内の梅田川河口周辺の外来植物スパルティナ・アルテルニフロラに関する現地調査及び防除対策に関

	～	する意見交換会(豊橋市)
	13	
10	22	とやま環境フェア出展(～23日 富山県富山市)
10	22	とやま環境フェア出展(～23日 富山県富山市)
10	30	廃棄物行政に関する連絡会(～11月2日 石川県金沢市、11月28日～30日 愛知県名古屋市)
11	5	地域循環圏体験型モニターツアー(～6日 三重県鳥羽市)
11	7	バーゼル法等説明会及び税関意見交換会(～8日 石川県金沢市、愛知県名古屋市)
11	16	環境カウンセラー研修(中部地区)(名古屋市)
11	19	地域循環圏岐阜東南地域PRイベント(～20日 岐阜県可児市、23日 岐阜県多治見市)
12	21	EPO中部下半期運営検討・提案会議(所内)
平成	1	16 平成 23 年度中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議
24 年	2	8 アライグマ防除に関する意見交換会(長野市)
(2012	2	9 第 15 回フェロシルトに関する関係府縣市連絡会議(三重県四日市市)
年)	2	17 第 5 回各務原市アルゼンチンアリ防除検討会(各務原市産業文化センター)
	2	23 第2回紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理検討会
	3	11 伊勢湾の海岸漂着ごみを流域のみんなで考える会議(愛知県名古屋市)
	3	13 岐阜県広域処理連絡会(岐阜県岐阜市)
	3	15 福井県適正処理協議会(福井県敦賀市)
	3	21 第7回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	21 第 2 回梅田川等外来植物対策会議(豊橋市東三河県民事務所)



みんなの力で
がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

平成 24 年 8 月発行

中部地方環境事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号

☎052-955-2130

長野自然環境事務所

〒380-0846

長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎

☎026-231-6570